

(第一類 第八号)

第七十二回国会 農水産委員会議録 第二十七号

(三九六)

昭和四十九年四月二日(火曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 仮谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 渡辺郎君

理事 山崎平八郎君

理事 愛野興一郎君

理事 今井 勇君

理事 吉川 久衛君

理事 佐々木義武君

理事 丹羽 兵助君

理事 栗山 ひで君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 美濃 政市君

理事 中川利三郎君

理事 林 孝矩君

理事 謙山 博君

理事 横山 井上

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 本名 武君

理事 飯田 安夫君

理事 小沢 一郎君

理事 岸田 義雄君

理事 島田 熊谷

理事 丹羽 兵助君

理事 栗山 ひで君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 美濃 政市君

理事 中川利三郎君

理事 林 孝矩君

理事 謙山 博君

理事 横山 井上

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 本名 武君

理事 飯田 安夫君

理事 小沢 一郎君

理事 岸田 義雄君

委員の異動
三月二十九日

昭和四十九年四月二日(火曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 仮谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 渡辺郎君

理事 山崎平八郎君

理事 愛野興一郎君

理事 今井 勇君

理事 吉川 久衛君

理事 佐々木義武君

理事 丹羽 兵助君

理事 栗山 ひで君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 美濃 政市君

理事 中川利三郎君

理事 林 孝矩君

理事 謙山 博君

理事 横山 井上

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 本名 武君

理事 飯田 安夫君

理事 小沢 一郎君

理事 岸田 義雄君

理事 丹羽 兵助君

理事 栗山 ひで君

理事 角屋堅次郎君

理事 竹内 猛君

理事 美濃 政市君

理事 中川利三郎君

理事 林 孝矩君

理事 謙山 博君

理事 横山 井上

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 本名 武君

理事 飯田 安夫君

理事 小沢 一郎君

理事 岸田 義雄君

調査室長 尾崎 穀君

農林水産委員会

委員の異動
三月二十九日

辞任 濑野栄次郎君
同日 矢野 紘也君
辞任 濑野栄次郎君
補欠選任 矢野 紘也君
補欠選任 濑野栄次郎君

補欠選任 矢野 紘也君

水俣病の漁場整備の問題等、いろいろ含まれておりますが、冒頭、私は、この沿岸漁場整備開発法をいろいろ検討してみましたところ、まさに、この法案は拙速主義でやっていると受けとめざるを得ないのであります。國が実施するとき、政令でいろいろこういうことを書くのはどうかと私は思う。もっと具体的に書くべきではなかつたかと指摘せざるを得ないのですが、この点について当局の見解をまず最初に明らかにしていただきたいと思います。

○瀬野委員長 これより会議を開きます。
漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、及び沿岸漁場整備開発法案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬野栄次郎君。

○瀬野委員長 沿岸漁場整備開発法案等、水産三法について関係当局に質問い合わせました。

○瀬野委員長 第二条に、「この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、優れた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において水産動植物の増殖又は養殖を推進するために行う魚礁の設置、消波施設の設置及びしゆんせつ並びに沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行うたい植物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう。」となつておりまして、この第二条にあらゆる定義が含まれています。水俣病関係ももちろんそうありますし、

確保という点からも必要だ、こういうふうに判断

をいたしまして提案をした次第でございます。

○瀬野委員長 そこで、「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備」云々として、「たい積物の除去その他の政令で定める」ということ

で、政令にゆだねてありますけれども、事業の種類というものはどんなものをお考へおられるか。

これはせっかく國が行なう法律でありますから、こういうことについて当然明記すべきではなかつたかと思うのですが、しかば政令ではどういうものを事業の種類として考えておられるか、その点を明確にしていただきたい。

○内村(良)政府委員 第二条の「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備」云々でございますが、これは個別の事業の概要を書きまして、たとえば、水域の状況によって、一例をあげますと、外洋で魚礁をやるということが技術的に可能であれば、そういうことをやるというようなことを書くわけでございまして、いずれにいたしましても、この「政令で定める」で、國が補助対象とするものを明確にするということで政令を書きたいと思つておるわけでござります。

○内村(良)政府委員 第二条でもう一つ、その次の行に、「及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう。」と、また出ておるわけですが、この場合の「政令で定める者」というのは、地方公共団体のほか、国、漁協、漁連も含むのか。さらに、國が事業主体となる理由は、二県以上の事業、すなわち大規模事業を実施する場合に必要なあるということで「政令で定める者」をいろいろ検討されておるのか。この辺はどういう検討をされておるのですか。

○内村(良)政府委員 この二条の「開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう。」といふのを振興していくことが日本の国民食料の

弁申し上げておりますように、沿岸漁場整備開発

その事業量等につきましては、都道府県にこの計画策定のための調査を委託いたしまして、この調査結果を受け、また沿岸漁業等振興審議会その他関係方面の意見を十分聞いた上で決定することになるわけでございます。したがいまして、事業主体につきましても、法律上商目的に定めることなく、事業内容に適した実施主体を政令で定める。すなわち、だいぶ先生から御指摘がございましたように、各県にまだあるような大型魚礁、それを技術的にも国の直営でやるべきであるし、社会的にもそうしなければならぬというような場合には、当然国がそういうことをやるということを政令で書くことになるわけでございます。

なお、それらの点につきましては、さらに技術的に解明すべき問題もまだ多々ある現状でございます。

○瀬野委員 こういったところが、私が冒頭に申しましたように、この法案そのものが政令にゆだねる事項が多くて、実際に国がいよいよ実施しようという段階でこういったことが明記されないのがどうも納得がいかないわけです。

以下、質問の段階でこういったことを指摘してまいりますが、次の三条を見ますと、この三条にも、「農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、沿岸漁場整備開発事業に関する計画（以下「沿岸漁場整備開発計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」となつておりますけれども、この場合の「政令で定めるところにより」というのは、これまたどういうことを定められるのか、その点を明らかにしていただきたい。

○内村（良）政府委員 第三条の政令では、計画につきまして、「五年を一期とする」というようなことを書くつもりでございます。

○瀬野委員 「五年を一期とする」ということであります。すと、地方公共団体、漁協

ら補助を受けて行なう場合に限るものである、と
いうふうに理解していいのですか。

○内村(良)政府委員 補助と、それ以外に制度資
金の融資というようなものを受けでやる事業も含
まれてくるわけでござります。

○瀬野委員 私の質問は、この法案の条文から見
まして、地方公共団体とか漁協、漁連が事業主体
となる場合においてのみ國から補助を受けて行な
う、と、こういうふうに限られるのか、そういう
ふうに私は理解をしているが、その点はどうです
かという意味なんですがね。

○内村(良)政府委員 地方公共団体がこの計画に基
づいていろいろな事業をやる場合におきまして
は、ただいま御答弁申し上げましたように、大部
分はそれについて國が助成する、しかし、場合によ
つては制度融資だけで仕事をするということもあ
り得るということでござります。

○瀬野委員 そこで、沿岸漁場整備開発法の位置
づけの問題に関連してお伺いしますけれども、御
承知のようになります、沿岸漁業等振興法があるわ
けですが、いわゆる基本法と実施法の関係になる
わけですけれども、沿岸漁業等振興法は、言うま
でもなく、生産性が低い沿岸漁業及び經營が不安
定なものが多いところの中小漁業の発展を促進す
るためにあるわけで、かつ、また、これら漁業從
事者が他産業の從事者と均衡する生活を営むこと
ができるようにするために國の基本的施策の方向
を示し、そして、重點的な具体策が明らかにされ
ておりますように理解をしておるわけですが、今回提
案の沿岸漁場整備開発法については、從来から沿
振法と海洋水産資源開発促進法、それから水産資
源保護法と、大体この三つがあるわけで、今回の
沿岸漁場整備開発法との関連をいろいろ見ます
と、從来の海洋水産資源開発促進法の中の開発区
域、開発計画というもののと水産資源保護法の保護
水面の管理計画といふものは、これはまさになき
にひとしいというか、空文化しているように見受け
られますけれども、この二つはどういうふうに

○内村(良) 政府委員 まず、最初に、本法案と沿岸漁業等振興法との関係でございますが、沿岸漁業等振興法は、第三条に、「國の施策」として、水産動植物の増殖による水産資源の維持増大、漁場の整備及び開発等を掲げております。本法案は、沿岸漁業の振興のための基本法たる沿岸漁業等振興法のいわば実施法たる性格を有するものでございます。

次に、海洋水産資源開発促進法との関係でございますが、本法案と海洋水産資源開発促進法とは、増養殖の推進により沿岸漁場の生産の拡大をはかることをねらいとしている点については共通しているわけでございますが、それぞれ制度の仕組みが異なつておりますので、これらが相まって運用されることによって初めて効果的な漁場の整備及び開発が実現し得るわけでございます。すなわち、促進法に基づきます開発基本方針は、漁業生産基盤の整備開発について基本的な事項を定めまして、一方、この沿岸漁場整備開発計画は基本的な事業の目標及び事業量を定めることになつてゐるわけでございます。さらに、先生御案内のように、本法案の附則第三項におきまして、促進法の一部改正を行ないまして、開発基本方針は沿岸漁場整備開発計画と調和をとらなければならぬとするふうな規定が入つておりますけれども、そういうふうな規定が入つておりますけれども、そういったことで両者の調和をとりながら運用していくまして、矛盾がないと申しますか、遺憾がないように運用したい、こういうふうに考えておいでございます。

いずれも法律のための法律みたいなになつていくよ
うに受け取れるわけです。すなわち、今回の本法
はレベルの低いものになつてゐるというそしりを
免れないと思う。

そこで、他の三法を有機的に進行させていけ
ば、本法提案に及ばなくとも絶対に整備ができるた
めではないかというふうに私は思うわけです。な
ぜかなれば、これは計画的な有機性に欠けており
ますし、国が総合的計画を樹立して主体性を持つ
という点において欠けているということを私は指
摘せざるを得ないわけです。そういう意味で根本
に触れる問題であります。その点を踏まえて、
沿岸漁場整備開発法の位置づけというものはどう
いうふうに検討して出されたのか、さらに答弁を
求めたいのです。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘の
ございましたように、沿岸漁場につきましては、
沿振法以下法律があることは御指摘のとおりでござ
ります。一方、さらに、沿振法に基づきまして
構造改善事業が進められている。しかも、構造改
善事業もすでに一次が終わりまして、二次に入っ
ているというような段階で、このような法律は必
要がないじゃないかという御質問かと思います
けれども、先ほど政務次官から御答弁がございま
したように、わが国漁業としてたん白質食料を國
民に供給していくくことのためには、沿岸漁
業の振興ということが今後どうしても必要になつ
てくる。その場合に、問題は、今後沿岸の漁業を振
興する場合には、栽培漁業等の養殖、増殖という
ようなことを大いに進めなければならぬ。さら
に、資源の培養ということともございます。沖合い
資源、遠洋の資源になりますと、なかなか簡単に
資源の培養はできない。ところが、最近における
魚礁のいろいろな技術の発達その他浅海開発等に
よりまして、沿岸では資源の増殖がかなりはかり
得るということが技術的にはつさりしてきたわ
けでございます。そこで、構造改善事業でそ
ういったことを進めておりますけれども、構造改善

事業は、国がイニシアチブをとるというよりも、それをの都道府県の実態に基づいて知事がイニシアチブをとつてやるというような仕事になつておられます。ただいま申し上げたような観点から、漁場の整備ということを今後本格的にやるためにもう一つ大きな国の計画が必要だということは関係者の意見が一致しておりまして、全漁連等はかねてそういうことを要望してきていたわけでござります。ところが、現行法の中ではそういうことができないという面がございますので、今度この沿岸漁業の漁場整備の計画をつくるということにいたしまして、それに基づきまして、從来やっていた事業をさらにかなり大規模にやって、すみやかに漁場の整備をはかりたいということがまず第一点でございます。

それから、第二点は、漁業資源をやでてしまふこと、やはり、そこで放流した幼稚仔が保護されなければならぬ。現行の漁業法その他の法律体系あるいは水産資源保護法もござりますけれども、たしましても、この二つの点につきましては、現在の既存の法律ではカバーできない面であり、か面がございますので、育成水面というような考え方を入れてきたわけでございますが、いずれにいたしましても、この二つの点につきましては、現に重要な事業であるということで本法案の提案を行つたわけでございまして、これまでございます沿岸漁業振興に関する各種の法律との法律とを合わせまして運用していくば、さらに沿岸漁業の振興対策というものが充実するという観点からしたわけでございまして、これまでございます沿岸漁業振興に関する各種の法律との法律とを本法案を提案している次第でございます。

○瀬野委員 そういうことであるので、私は、法律のための法律みたいな気がしてならないのですけれども、本法を提案してあるのですから、引っ込めるとはまず無理としても、漁連においてもいろいろところには問題がある。私は、これは今後この政治課題として検討すべき問題であるということを実は指摘せざるを得ないわけです。いまにわかれに本法を引っ込めるというようなことにはまい

らぬにしても、実施の内容等を見ましても、実施法であるならば、政令にゆだねすに、もつと具体的なものを出してやるべきではなかつたか、そいつしたことからどうしても拙速主義になつてゐる、こういうふうに思うわけです。漁連の幹部にもいろいろ協議をしましたが、漁連の幹部もそういうことについては、いろいろきびしい批判を持つておるわけで、水俣湾長官がおっしゃるようなことをばかりではないわけです。いずれにしても、漁連が言つておりますグリーンレポートの構想からいきまして、水俣湾の問題をはじめとして、日本の沿岸がいろいろと荒らされていくこと、今後整備をするために、少しでも前進するようになりますと、本法に対しても、いろいろ前進をすることを申し入れて今日提案に及んでおると思うのですが、実際の根本的な考え方としては、これには相当批判があるということを十分承知してもらわなければならぬと私は思うのです。

そこで、具体的な問題に逐次入つてまいりますが、まず、私は、本法提案にあたつての、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進というような問題でお尋ねをしたいわけですが、それも、過去十数回この委員会で水俣湾問題その他で私は指摘をしてまいりましたが、通産省があまりにも企業を发展させたために、御承知のように日本本の沿岸が汚染されてきた。瀬戸内海にしても、あるいは九州の洞海湾にしても、また、日本でも最大の沿岸漁業としての發展をしてきた水俣湾にしても、さらには東京湾にしても同じことであります。が、ずいぶんと海が汚染されてきた。私はかねがねから、日本沿岸は全部栽培漁業をするよにきれいな海にして、日本の動物性たん白質を供給する海にしなければならぬということで指摘をしてまいりましたが、水俣湾の汚染が大きな一つの問題となって、通産省においても今日かなりきびしい工場規制等をしておることも事実であります。が、いまだにそのあとを断たないことも皆さん御承知のとおりであります。そういったことで、沿岸海域における水産動植物の増殖とか養殖の推進

(内村良)政府委員 なたしまの先生の御質問におくれておるのではないか、そのためには、関係省との調整が必要になります。そこで、運輸省との調整がどのようにして行われるかと、御質問かと思います。

沿岸水産資源開発区域を指定するには、御案内のように、まず都道府県知事が策定をいたしまして、関係市町村の意見を聞きますと同時に、農林大臣に協議することになつております。そこで、農林大臣がその協議に応じようといたしますときには、関係行政機関の長の意見を聞かなければならぬという仕組みになつております。ここで、関係省との調整の問題が出てくるわけでござります。現在、知事から農林大臣に協議のある具体的な指定の対象区域は一道三県の十三区域でござります。このうち北海道の六区域につきましては、関係各省との調整が終りまして、すでに指定が完了しております。残りの七つの地域につきましては、て目下関係省と協議中でございます。

そこで、どういうことが問題になるかと申しますと、先生から御指摘がございましたように、運輸省の港湾局との話では、向こう側は原則として港湾区域及び開発保全航路といふものを除外して

ということは当然必要でありますけれども、これには、通産省もさることながら、運輸省との関係が、あってなかなか話がつかないのが実情であるようになります。すなわち、運輸省の港湾局との關係で、かなりいろいろとクレームをつけるために、今までこういった増殖・養殖の問題で水産庁でいろいろ法律をつくって取り上げてきても、やっておるわりにはなかなかこれが進んでいないし、効果があがっていないのが実情であります。指定促進をやるべき体制もいろいろ考えておられるようではあります、この点について、水産庁としてははどういうふうに指定促進をやり、体制をつくるようにしておられるか、また、運輸省とともに、どういうふうな協議を重ねておられるか、沿岸漁業の発展のためにまず明確にしていただきたいと思います。

くれるというようなことを言っております。しかし、そういたしますと、開発区域指定の意味がなくなるところもございますので、そういう点につきまして、現在、錦糸関係省との協議を急いでいるところでございまして、私どもいたしましては、海面利用の総合的な調整等をはかつて早期に解決をはかりたいということで、いろいろ努力をしている段階でございます。

○瀬野委員 運輸省の大久保技術参事官がさう見えておると思いますが、ただいま水産庁長官から答弁がありましたところの都道府県が指定する開発区域は、制度実施後三年近く経過しておりますけれども、指定水域の手続が終わつたものが、いまおっしゃつたように北海道だけの大地域に限られておる。だから、あとは、その他の地域にあっては、指定水域の手続中のもの、または全然進していないものなどござつて、開拓十年を超過

くれるというようなことを言っております。しかしながら、そういたしますと、開発区域指定の意味がなかなかなるところもござりますので、そういう点につきまして、現在、錦糸関係省との協議を急いでいるところでございまして、私どもいたしましては、海面利用の総合的な調整等をはかつて早期に解決をはかりたいということで、いろいろ努力をしている段階でございます。

○瀬野委員 運輸省の大久保技術参事官がきょう見えておると思いますが、ただいま水産庁長官から答弁がありましたところの都道府県が指定する開発区域は、制度実施後三年近く経過しておりますけれども、指定水域の手続中のもの、または全然進んでいないものなどがありまして、開発計画を樹立するところまでなかなか準備が整わない。さつき長官が答弁なさったように、これは運輸省と関係があるわけです。そこで、実効があがっていないということでお、いわゆる北海道だけが一応六区域が指定されましたけれども、内地のほうは全然これが進んでいない。これには運輸省の関係があるので、たいへん体制がおくれてきておるといふように指摘てきておるわけですが、いまの長官の方の答弁に対しても、運輸省当局はどういう見解をお持ちであるか、この席で明確にしていただきたいと思います。

○大久保説明員 お答えいたします。

ただいまの水産庁長官の御答弁のとおり、若干の区域につきまして、港湾区域あるいは開発保全航路との関係で調整がまだ済んでいないといふところがございます。御承知のように、港湾行政の立場からいたしまして、この港湾の管理者は地方政府公共団体でございます。それで、何ぶんにも海域は水産の場であると同時に海上交通の場であるというようなことで、どうしても空間利用上の競合が出てまいるわけでございますが、しかし、いざれも、ただいまの開発区域の指定も、都道府県

がまず第一次の主体になるわけでございますし、また、港湾行政の面におきましても、地方公共団体が港湾管理者でございます。そういうことで、各地域で十分調整されることを期待しておるわけでございます。

それで、水産庁のほうから御照会のありました件につきましては、港湾局といたしましては、港湾管理者の意向を微しまして、それで御意見を申し上げるというようなことにしておるわけでございまして、港湾局といたしましては、水産庁の御当局によく事情をお伺いいたしまして、それで港湾管理者と、それからこの開発区域を指定するといいますか、開発区域に一番関与されておる都道府県知事、そこの間の調整のあっせんに努力いたしておりますし、また、今後も努力いたす所存でございます。

○瀬野委員 大久保技術参事官よ、あなたからいろいろの答弁がありました、本法の提案にあたって、おそらく最近水産庁からもいろいろと協議あるいは打ち合わせをなさつたと思うのだが、最近は水産庁とこういった問題についていつどういうふうなことで話を進めて現時点に来ておられるのか、その点をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思う。

○大久保説明員 お答えいたします。

ただいまの御指摘の点につきまして、私ここにいつという日にちの資料を持つておりませんが、この問題と非常に関連のある問題といたしまして、実は、港湾法の改正に伴いまして、開発保全航路の指定という問題も一つ出てきております。そういうようなことで現在も事務的には水産庁のほうと担当者がごく最近も——たしか先月末でございましたか、今月の初めの予定でしたか、ちょっとまびらかにしておりませんが、お打ち合わせをする機会も持つておる次第でございます。

○瀬野委員 政務次官並びに水産庁長官、私たちも、答弁したくらいのことはわかつておるのですけれども、公開の席でもつとはつきりしておかねばならぬと思って申し上げたわけですが、いずれ

にしても、農林行政は、特に水産関係については、通産あるいは運輸関係に弱いというか、いつもしてやられている。そして、苦しむのはいつも漁民だ。しかも、漁民がとっている魚は、日本国等が海洋法会議等でどんどん問題になつてくると、漁獲量はおそらく四百万トンぐらい減つてくるのじゃないかという心配がされる。片や、畜産問題では、農業はピッチに追い込まれ、動物性たん白質はどんどん窮地に追い込まれられて、最近では牡犠が殺され、あるいはまだはらんだ母豚が芝浦の屠殺場で相当数屠殺されるというような状況を見ましたときに、再生産が将来だんだんあぶなくなつてくる、これが心配だということが言わわれております。かといって、水産にたよろうとすれば、今後の日ソ漁業交渉にしても、日中漁業協定にしても、かなりきびしいものをわれわれは予期せざるを得ない。そういうことで、沿岸にどうしても力を入れねばならぬということはだれしもが考えておることであります。が、いま答弁がございましたように、運輸省当局も、開発航路の新しい指定等をめぐつたりして、なかなかもともたしておる。この協議を最近やつたかというと、どうもつまびらかではない。強力に運輸省あたりとも折衝をして、日本の漁民を守り、日本國の食料を守るためにも、もっと強い姿勢で臨まねばならないと私は思うのですけれども、その点が、運輸省、通産省にいつもしてやられておるような感じがしてならないのですが、その点については、今後どういうふうな交渉をして、どういうふうに進めていかれるのか。こういうふうに進めて三月四日の合意がなされ、その後三木環境庁長官もしばしば熊本においていろいろ現実的なケースに合わせて運輸省と了解をとるということで、一生懸命われわれとしても努力をしておるところでございまして、水産庁といたしましては、通産省、運輸省に対して泣き寝入りになつておるようなことは決してないよう行政を運用しておるつもりでございます。

○瀬野委員 農林大臣にかわって政務次官、その点は、あなたも、指定水域の指定については強力にやってもらいたいと思うのですが、決意を伺いたいのです。

○渡辺(美)政府委員 よくわかりました。

○瀬野委員 次に、今回の沿岸海域における本法制定の趣旨から言いましても、漁業公害ということがどうしても問題になつてくるわけでございまして、この機会に水俣関係の問題を若干お伺いしたいと思います。

先般、二月の予算委員会で私はいろいろ運輸省当局等に質問をし、運輸大臣からもいろいろと答弁がございましたのですが、熊本県水俣湾の水銀ヘドロ処理について、環境庁のあつせんで、三木環境庁長官、徳永運輸相、沢田熊本県知事は、三

月四日、東京闘議が開催の総理府内で三者会談を開いて、事業主体や費用負担問題等について話し合いました。その結果、水俣湾ヘドロ処理問題に関する政府と熊本県の基本的合意事項が一応合意されました。そこで、水産庁の担当でございますが、沿岸漁業課というものがこれを担当しております。そこでも、その課長の就任に際しましては、私は課長に対し、この問題を早急にやれということとで、就任後運輸省といろいろ交渉をしておるようになります。私も彼が何日に何時にどこで会つたということまで資料を持っておりませんけれども、交渉しておるように聞いております。

そこで、それではどういうことでこの問題を解決しようかということでお答えしますが、いずれにいたしましても、かなり現実的な問題でございまして、かなり現実的なケースに合わせて運輸省と了解をとるということで、たとえば開発保全航路の計画の具体化していない区域は開発区域に含める等の、そういうことを何か考えられないかとか、いろいろ現実的なケースに合わせて運輸省と了解をとるということで、一生懸命われわれとしても努力をしておるところでございまして、水産庁といたしましては、通産省、運輸省に対して泣き寝入りになつておるようなことは決してないよう行政を運用しておるつもりでございます。

○瀬野委員 農林大臣にかわって政務次官、その点は、あなたも、指定水域の指定については強力にやってもらいたいと思うのですが、決意を伺いたいのです。

○渡辺(美)政府委員 よくわかりました。

○瀬野委員 次に、今回の沿岸海域における本法制定の趣旨から言いましても、漁業公害ということがどうしても問題になつてくるわけでございまして、この機会に水俣関係の問題を若干お伺いしたいと思います。

三月四日の三者会談の後、先生から御質問がございましたときには、たしか、三月中旬にはというふうに持つておられるのか、明らかにしておられたよう見通しになつておるかということをまず明瞭かにしていただきたい。

○大久保説明員 お答えいたします。

三月四日の三者会談の後、先生から御質問がございましたときには、たしか、三月中旬にはというふうに持つておられるか、明らかにしておられたよう見通しになつておるかということをまず明瞭かにしていただきたい。

すが、いろいろの県の事情等もございまして、委員の人選等に手間とりまして、現在の時点ではまだ委員会のスタートが見られておらないという、非常に遺憾な状態でございます。しかし、現在までのところ、一応事務的に考えられます対策案、その中で一時閉うという締め切り堤の建設がござりますが、その場所と、それから一部埋めるところがございますが、その構造物をやる場所、そこのボーリング等を県当局は三月中をめどにいたしまして実施してまいりました。それが完了したかどうかという点については、昨日の段階でまだ確認いたしておりませんでしたが、そういうことの準備作業は進めております。

それから、県当局に昨日問い合わせましたところでは、もう二、三日うちに正式な委員会のメンバーも発表できる予定である、そして、できるならば今月の半ばには委員会をぜひ開きたいということ、その委員会に出します事務的な案を県当局と第四港湾建設局とでいま打ち合わせをしておるところでございます。現在の段階では、その排水のための構造物の設計とか、そういうような作業を鋭意やっておるというような報告を受けている次第でございます。

○瀬野委員 この委員会がいぶんおくれておるけれども、運輸省としては、なぜこんなにおくれたかという点についてはどういうふうに認識しておられますか。

○大久保説明員 お答えいたします。

一つには、ボーリング等の調査結果を見てから

という事務的な面と、いま一つには、たまたま年

度末で県会等がございまして、県の幹部の方々の

そういう人選とか、関係者に委員に参画してもら

うためのお願いとか、そういうような事務作業が思うように進められなかつたというような事情を

私も聞いておる次第でございます。

○瀬野委員 そうしますと、われわれも早く委員会を発足してもらいたいと思うのですが、この委員会の人選が手間どつて、スタートがおくれているというのだけれども、知事も急いでおるので、

おそらく今月半ばには委員会ができる。そうしま

すと、第四港湾建設局としても、三者会談の合意

事項に基いて、構造物とか、一部締め切るとか、埋めるとか、どうするとかということについ

て、さっそく具体的なことが提案されて、いろいろ検討されると思いますが、運輸省としても、今

月、いわゆる四月半ばには、ぜひそういう方向で

いきたいということで鋭意準備を進めておること

は事実でありますか。

○大久保説明員 お答えいたします。

運輸省といたしましては、これにつきましては、これまでのお約束もござりますし、何とか早

くしたいと思いまして、鋭意努力しておる次第で

ございます。この委員会の発足とは並行いたしまして、工事を受託するための事務的な準備作業を

いま関係者の間でそれと並行してやっておる次第でございます。

○瀬野委員 そこで、運輸省に伺いたいが、この

水俣湾は、九州でも、高級魚から大衆魚に至るま

で、沿岸漁場としては宝庫とされております。漁民は、いま、防護さくをつくったことによって、

千八百万くらいかけてやつたわけですが、これがだんだんだんだん日いちがちたちますと、網にノリがつたり、また、いろいろな浮遊物がひつかつたりして、相当重みがかかるてくる。台風シーズンがやってきて、もし台風で大きな波を立てるということがあります。

一つには、ボーリング等の調査結果を見てから

という事務的な面と、いま一つには、たまたま年

度末で県会等がございまして、県の幹部の方々の

そういう人選とか、関係者に委員に参画してもら

うためのお願いとか、そういうような事務作業が

思うように進められなかつたというような事情を

私も聞いておる次第でございます。

○大久保説明員 お答え申上します。

水俣湾の計画でございますが、現在のところ、

汚泥処理の工事によって二次公害を起こすような

ことがあつてはなりませんで、その工法の検討も

必要でございます。それと同時に、先生の御指摘

のように、港湾としての将来の機能を確保できる

ような形で、たとえば汚泥の埋め立てをする範囲

で、現在の段階では、水銀濃度の高い範囲のところを埋めまして、その埋めた範囲の全面は港湾施設として将来使えるような形でやるべきではない

市の経済にもたいへんこれは影響する、また、漁民も打撃を受ける等のことと、いろいろな問題等

が今後に残されてくるわけです。だから、水俣湾の今後のヘドロ処理と同時に、港をつくるという

ことで、汚泥をしりんせつしなければならない範囲のところを全部一たん締め切つてしまつといふ

ことを考えておる次第でございます。それで、締め切りましたところは、きれいにしたあとは一部そ

の締め切り堤を撤去いたしまして、残ったところは防波堤としての機能が残りますし、それで、開いたところを航路として使うというような形での

練つておるとは思いますけれども、そういったことに対するは当局でもいろいろと構想を

いつたことに対するは当局でもいろいろと構想を

いたところを航路として使うというような形での

検討が進んでいくかと思いますけれども、そう

は事実であります。

○大久保説明員 お答えいたします。

運輸省といたしましては、これにつきましては、これまでのお約束もござりますし、何とか早く

くしたいと思いまして、鋭意努力しておる次第で

ございます。この委員会の発足とは並行いたしまして、工事を受託するための事務的な準備作業を

いま関係者の間でそれと並行してやっておる次第で

ございます。

○瀬野委員 そこで、運輸省に伺いたいが、この

水俣湾は、九州でも、高級魚から大衆魚に至るま

で、沿岸漁場としては宝庫とされております。漁民は、いま、防護さくをつくったことによって、

千八百万くらいかけてやつたわけですが、これが

だんだんだんだん日いちがちたちますと、網にノリ

がつたり、また、いろいろな浮遊物がひつかつたりして、相当重みがかかるてくる。台風

シーズンがやってきて、もし台風で大きな波を立てるということがあります。

○大久保説明員 お答え申上します。

水俣湾の計画でございますが、現在のところ、

汚泥処理の工事によって二次公害を起こすような

ことがあつてはなりませんで、その工法の検討も

必要でございます。それと同時に、先生の御指摘

のように、港湾としての将来の機能を確保できる

ような形で、たとえば汚泥の埋め立てをする範囲

で、現在の段階では、水銀濃度の高い範囲のところを埋めまして、その埋めた範囲の全面は港湾施設として将来使えるような形でやるべきではない

かというようなことで、平面的な計画案を練つております。

それから、そういうような形でやります際に、

二次公害の発生するおそれがないようにといふ

ことで、汚泥をしりんせつしなければならない範囲

のところを全部一たん締め切つてしまつといふ

ことを考えておる次第でございます。それで、締め

切りましたところは、きれいにしたあとは一部そ

の締め切り堤を撤去いたしまして、残ったところは

防波堤としての機能が残りますし、それで、開いたところを航路として使うというような形での

練つておるとは思いますけれども、そう

は事実であります。

○大久保説明員 お答えいたします。

運輸省といたしましては、これにつきましては、これまでのお約束もござりますし、何とか早く

くしたいと思いまして、鋭意努力しておる次第で

ございます。この委員会の発足とは並行いたしまして、工事を受託するための事務的な準備作業を

いま関係者の間でそれと並行してやっておる次第で

ございます。

○瀬野委員 そこで、運輸省に伺いたいが、この

水俣湾は、九州でも、高級魚から大衆魚に至るま

で、沿岸漁場としては宝庫とされております。漁民は、いま、防護さくをつくったことによって、

千八百万くらいかけてやつたわけですが、これが

だんだんだんだん日いちがちたちますと、網にノリ

がつたり、また、いろいろな浮遊物がひつかつたりして、相当重みがかかるてくる。台風

シーズンがやってきて、もし台風で大きな波を立てるという状況にございます。

それから、いま一つ、この有害ヘドロの中には

安全心しておりますけれども、実際に、過日運輸大臣に指摘しましたように、その防護さくも約

千八百万くらいかけてやつたわけですが、これが

だんだんだんだん日いちがちたちますと、網

は、やはりそれなりの補償の行為が必要であるうと思います。そこいらにつきましては、県当局が具体的な補償をしなければならない範囲とか額とか調べなければなりませんが、そういうこともその計画の固まることと並行して取り組むというような体制をいま整えつある次第でございます。

○瀬野委員 ただいまの答弁で現時点における進め方は一応わかりましたが、港をつくることによつて、一時的に貿易上のいろいろな支障を来たす、その補償問題、それから、また、現地の漁民が魚をとる上で、港をつくるといろいろと漁業に支障を来たす、その補償問題、こういったことを委員会等で十分検討していくくこととござりますので、ぜひそれはそういうふうにしていただきなければなりませんが、もう一つさらにお聞きしておきたいのですが、現在平面的な計画案をつくっており、ほとんど原案はできたということを受けるわけですが、これは政府当局の見解もあつたわけですから、ぜひ強力に進めもらいたい。同時に、委員会ができましたならばすぐにでも出せるように、あと細部にわたつての検討等も十分していただくわけでしょうが、委員会ができるならば、平面的な計画案、いわゆる原案といい。と同時に、委員会ができましたならばすぐにでも出せるように、あと細部にわたつての検討等も十分していただくわけでしょうが、委員会ができるならば、平面的な計画案、いわゆる原案といふべきだなれば、平面上の問題を解決していくかどうか、その点をもう一回明らかにしておいていただきたい。

○大久保説明員 お答え申し上げます。

委員会には、事務的に検討した案をまずお示しいたしまして、それで委員の方々の御検討をいただくといふことになるかと思いますが、その委員会で検討すると申しましても、一回の委員会で説明を聞いただけで判断するということ是非常にむずかしいと思います。それで、最初の委員会では、その素材をこれからどういうようにして検討するか、何が問題かということを明らかにしまして、その問題点ができるだけ早く解決する、検討するという、その方法までも御相談いたくことにならうかと思います。したがいまして、その段

階で案というものが外に出せるようになるかどうかということにつきましては、私はここで何とも申し上げかねるわけでございまして、それは委員会の委員長におまかせするしかないと考えておる次第でございます。

○瀬野委員 三木環境庁長官との約束から見ても、さくはんおくておるわけですし、一ころ願いだときには必ずいふんエキサイトしておりましたが、だんだん延びてきて地元も焦躁感で連日過ごしておりますので、委員会を早く開かれて、いまおつしやつたようなことで具体案が検討されるようになります。運輸省当局の第四港湾建設局等の強力な指導とともに、積極的な推進方をさらにお願いしておきたいと思うわけです。

水俣湾の問題については以上で一応終わりまして、さらに、この沿岸漁業対策に関連する問題で、日ソ漁業交渉がかなりきびしいものがある。私は、水産三法に入る前に、日ソ漁業交渉について、一般質問で、つい二週間ほど前に十数点指摘をしておいたわけですが、それども、御承知のように、今日の状況を見ますと、西カムチャツカのタラバガニまたはその他のカニの漁獲についてかなりソ連はきびしい規制案を示しておられます。私は、全面禁漁を提示するなど、漁期の直前までかなりこれはもつれ込むのではないかということを、たいへん心配しております。おそらくソ連の考え方としては、日本の漁獲量をだんだんだんだん減らしていく、なしくせずに、最後はソ連の漁獲量と日本の漁獲量を一一比例にしようというような考え方であらうかとわれわれは推測せざるを得ません。日ソ漁業交渉が三月四日から第六回としてソ連のモスクワで開かれておりますけれども、これに対しては当局はどういうふうな見通しを立てておられるか。もしこうなりますとかなりの打撃を受ける。よほど強い姿勢で臨まないと、先日も指摘しましたように、これは重大問題になつてくる。いまの水俣湾にしろ、日本近海にしら、沿岸漁業はたいへんきびしいものがある。こ

によっては日本の一千万トン漁獲量に重大な影響を及ぼすというふうに思うのですが、この点についての当局の見解を承りたい。

○渡辺(美)政府委員 日ソ漁業交渉については、瀬野委員がおっしゃいましたとおり、きわめて詳しい提案を出しておられますので、わがほうとしてもとうて、これは受け入れることができます。運輸省はとくに、地元も焦躁感で連日過ごしておられますので、委員会を早く開かれて、いまおつしやつたようなことで具体案が検討されるようになります。運輸省当局の第四港湾建設局等の強力な指導とともに、積極的な推進方をさらにお願いしておきたいと思うわけです。

水俣湾の問題については以上で一応終わりまして、さらに、この沿岸漁業対策に関連する問題で、日ソ漁業交渉がかなりきびしいものがある。私は、水産三法に入る前に、日ソ漁業交渉について、一般質問で、つい二週間ほど前に十数点指摘をしておいたわけですが、それども、御承知のように、今日の状況を見ますと、西カムチャツカのタラバガニまたはその他のカニの漁獲についてかなりソ連はきびしい規制案を示しておられます。私は、全面禁漁を提示するなど、漁期の直前までかなりこれはもつれ込むのではないかということを、たいへん心配しております。おそらくソ連の考え方としては、日本の漁獲量をだんだんだんだん減らしていく、なしくせずに、最後はソ連の漁獲量と日本の漁獲量を一一比例にしようというような考え方であらうかとわれわれは推測せざるを得ません。日ソ漁業交渉が三月四日から第六回としてソ連のモスクワで開かれておりますけれども、これに対しては当局はどういうふうな見通しを立てておられるか。もしこうなりますとかなりの打撃を受ける。よほど強い姿勢で臨まないと、先日も指摘しましたように、これは重大問題になつてくる。いまの水俣湾にしろ、日本近海にしら、沿岸漁業はたいへんきびしいものがある。こ

によっては日本の一千万トン漁獲量に重大な影響を及ぼすというふうに思うのですが、この点についての当局の見解を承りたい。

○渡辺(美)政府委員 日ソ漁業交渉については、瀬野委員がおっしゃいましたとおり、きわめて詳しい提案を出しておられますので、わがほうとしてもとうて、これは受け入れることができます。運輸省はとくに、地元も焦躁感で連日過ごしておられますので、委員会を早く開かれて、いまおつしやつたようなことで具体案が検討されるようになります。運輸省当局の第四港湾建設局等の強力な指導とともに、積極的な推進方をさらにお願いしておきたいと思うわけです。

水俣湾の問題については以上で一応終わりまして、さらに、この沿岸漁業対策に関連する問題で、日ソ漁業交渉がかなりきびしいものがある。私は、水産三法に入る前に、日ソ漁業交渉について、一般質問で、つい二週間ほど前に十数点指摘をしておいたわけですが、それども、御承知のように、今日の状況を見ますと、西カムチャツカのタラバガニまたはその他のカニの漁獲についてかなりソ連はきびしい規制案を示しておられます。私は、全面禁漁を提示するなど、漁期の直前までかなりこれはもつれ込むのではないかということを、たいへん心配しております。おそらくソ連の考え方としては、日本の漁獲量をだんだんだんだん減らしていく、なしくせずに、最後はソ連の漁獲量と日本の漁獲量を一一比例にしようというような考え方であらうかとわれわれは推測せざるを得ません。日ソ漁業交渉が三月四日から第六回としてソ連のモスクワで開かれておりますけれども、これに対しては当局はどういうふうな見通しを立てておられるか。もしこうなりますとかなりの打撃を受ける。よほど強い姿勢で臨まないと、先日も指摘しましたように、これは重大問題になつてくる。いまの水俣湾にしろ、日本近海にしら、沿岸漁業はたいへんきびしいものがある。こ

によっては日本の一千万トン漁獲量に重大な影響を及ぼすというふうに思うのですが、この点についての当局の見解を承りたい。

○渡辺(美)政府委員 日ソ漁業交渉については、瀬野委員がおっしゃいましたとおり、きわめて詳しい提案を出しておられますので、わがほうとしてもとうて、これは受け入れることができます。運輸省はとくに、地元も焦躁感で連日過ごしておられますので、委員会を早く開かれて、いまおつしやつたようなことで具体案が検討されるようになります。運輸省当局の第四港湾建設局等の強力な指導とともに、積極的な推進方をさらにお願いしておきたいと思うわけです。

水俣湾の問題については以上で一応終わりまして、さらに、この沿岸漁業対策に関連する問題で、日ソ漁業交渉がかなりきびしいものがある。私は、水産三法に入る前に、日ソ漁業交渉について、一般質問で、つい二週間ほど前に十数点指摘をしておいたわけですが、それども、御承知のように、今日の状況を見ますと、西カムチャツカのタラバガニまたはその他のカニの漁獲についてかなりソ連はきびしい規制案を示しておられます。私は、全面禁漁を提示するなど、漁期の直前までかなりこれはもつれ込むのではないかということを、たいへん心配しております。おそらくソ連の考え方としては、日本の漁獲量をだんだんだんだん減らしていく、なしくせずに、最後はソ連の漁獲量と日本の漁獲量を一一比例にしようというような考え方であらうかとわれわれは推測せざるを得ません。日ソ漁業交渉が三月四日から第六回としてソ連のモスクワで開かれておりますけれども、これに対しては当局はどういうふうな見通しを立てておられるか。もしこうなりますとかなりの打撃を受ける。よほど強い姿勢で臨まないと、先日も指摘しましたように、これは重大問題になつてくる。いまの水俣湾にしろ、日本近海にしら、沿岸漁業はたいへんきびしいものがある。こ

出来てきたわけでございますが、交渉によつてそれを打開したという実績もござります。したがつたけれども、われわれといいたしましては、わが国の漁業の立場、國益を考えて今後強力に交渉し、このような原案の修正を強く求めるということでお交渉をやりたいと思っておるわけでござります。○瀬野委員 政務次官、いま水産廳長官から具体的な問題の答弁がございましたが、私も二週間ほど前にとの水産三法でいろいろ予定した問題を当委員会で指摘をしておいたわけですが、いろいろな私たちのほうの情報によつても相当きびしいものがある。この間も指摘しましたけれども、B地域のみならず、いまの水產廳長官の話ではA区域にもこれを決めてくるというような動きがある。そして、十船團のうち一船團は減らすということで、結局、ソ連と日本の漁獲量を大体一緒にしようというねらいであることは明らかであると思うのです。こういったことを見ましても、今後、日本漁業交渉の結果いかんによつては、日本の水産業界にはたいへんな問題が起きてくると私は思う。政府としても原案修正をなすべくいろいろと検討をしておられると思ひますけれども、これは強力な働きかけをしないと、並みたいていのことではないかと私は思う。ことしこうであれば、来年、再来年が思いやられる。農林大臣はさよろ出でられておりませんけれども、農林大臣も十分事情は知つておられると思うのですが、政務次官、そういう点は農林大臣にもよく意見を申し上げて、強力なてこ入れをしてもらいたいと思うのですが、これに対してもうどういうような姿勢で、どういうようなくてこ入れをしていく考え方ですか、その点についてもう少し当局の見解をお聞きをしておきたいのです。

○渡辺(美)政府委員 もちろん農林大臣も事情をつまびらかに知つております。したがいまして、非常にこれは深刻に受けとめておるわけでありまして、外交上のいろいろなかけ引き等もございましょうけれども、これは農林省だけではなくして、

いろいろな多国間の外交の問題等もありますから、政府が一体になつてこの漁業問題を解決する所まで、これから鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

○瀬野委員 十分対処していただくべく、重ねて要求をいたしております。

時間の関係もありますので、次の問題に入りますが、日ソ漁業のみならず、私が先日暫定予算の総括質問で取り上げる予定にしておりました問題をこの機会にいまから質問してまいりたいと思う。すなわち、日中漁業協定の問題でございます。

最初に、水産庁長官にまずお伺いしますけれども、日中漁業協定は、かつて中國による日本漁船への発砲事件や拿捕事件が続出していた際に、こういう事態の解決のため、東シナ海と黃海における安全操業や水産資源の保護を目的として昭和三十年に民間ベースで結ばれたことは御承知のとおりです。その後一時的に中断されたこともありました。が、関係漁業者自身の努力によって何とか今日まで続いてきたわけでございます。しかし、この民間協定締結以後では、現地での事件や紛争の発生は以前よりはるかに減少してきたとはいえたし、また、話し合いのために訪中するにも、その旅費は関係漁業者の自己負担ということなどもあって、関係者の中からは、政府間ペースによる協定締結への願いは切実なものとなつておられます。特に、九州においては、この問題を今後一日の目を見て、漁業についても民間取りきめを考慮しつつ政府間協定のための交渉を行なうといふ合意に達したものと私たち見ておりますが、日中交渉回復時における日中共同声明の中でようやく政府間協定への移行の時期は、当初民間協定の期限切れである昨年六月二十二日を予定しておりましたが、ついに実現できず、民間協定がまたもそのまま一年延長されることとなり、いよいよ今年

がて一年がまたやつてくるわけですが、昨年はなぜ政府間協定が実現されるまでに至らなかつたのか。これは農林大臣に伺いたいところでありますけれども、水産庁長官から、その理由を簡潔にお答えをいただきたい。

○内村(良)政府委員 日中漁業協定につきましては、先生御指摘のとおりでございまして、政府といたしましては、昨年中国側に対し、早く漁業協定をやりたいということを再三申し入れをしたわけでございます。その結果、昨年の六月に、資源評価等からまず入ろうではないかといふことで、専門家会議を持ったわけでござりますけれども、結局協定締結に至らず、残念ながら民間協定を一年延長した。こういうことになつておるわけでございます。すなわち、わがほうといたしましては、再三にわたつて協定の締結を申し入れいたしましたが、向こう側の都合で協定ができなかつた、こういう状況になつておるわけでございます。

○瀬野委員 中江アジア局次長と加賀美外務参事官がきょうおいでだと思いますが、いまの件について、本年の一月初頭には大平外務大臣が訪中し、また、一月半ばかり二月の初旬にかけては、中国の鮑光宗中国農林水産局副局長の一行が来日されておるわけでありますが、この二回にわたる接触の中で、漁業交渉については、両国政府間ににおいてどういう話し合いがかわされたか、その点を明らかにしてください。

○中江説明員 本年一月の大平外務大臣の訪中の際には、日中國交正常化後一年余りを経過した日中関係の発展一般について意見の交換があつたわけでございますけれども、具体的な話といたしましては、先生が先ほど御指摘の共同声明第九項に掲げられておりますいろいろの実務協定の締結交渉の進捗ぶりにつきましても意見の交換がされまして、ただいま問題になつております日中漁業協定につきましても、できるだけすみやかに締結しないといふことをつけて原則的な了解がござつて、よういうことについて原則的な了解がござつて、ただいま問題になつております日中漁業協定につきましても、できるだけすみやかに締結しないといふことをつけて原則的な了解がござつて、

いたしましては、中国側は、久しく日本側から希望しておりますが、ようやく知らせてまいりまして、現在の予定では、四月の半ばごろから、北京で日中両国の第二回目の日中漁業協定に開します専門家会議が開かれる段取りになつたということでございます。
もう一つの、一月中旬から二月にかけて日本にやってまいりました中国の漁業協会の代表団は、民間団体の招待を受けて向こうからやつてまいりました民間の団体でございましたので、相互理解の増進には役立つたわけでござりますけれども、政府間の協定締結について直接話し合うということはそもそも予想されていなかつたわけでございまして、ただ、この民間団体代表団の団長の鮑光宗とおっしゃる方は中国の水産局の副局長の地位にある方でありますので、水産庁長官を表敬訪問されたということはござりますけれども、具体的な日中漁業協定交渉についての政府レベルの話といふものは行なわれなかつた次第でござります。
○瀬野委員 漁業者、すなわち漁業の関係者は、せめて今年の六月二十二日までをめどに何とか話し合いをつけていただきたいというのが懇意ざる気持ちであります。そこで、先日マスコミなんかの報道したところによりますと、来月中旬から北京で――来月といふのはいわゆる四月ですが、四月の中旬ごろから北京で専門家会議を開き、本交渉の段取りを協議するというようなことでございますが、これについて政府は、政府間協定の実現をいつごろと見て取り組んで進められるつもりか、また、どの時点を大体の目標にされておるか、こういうことについての今後の見通しと、あわせて政府の決意のほどをお伺いしたいのです。
○渡辺(美)政府委員 御指摘のように、四月中旬ごろに専門家会議をやろうということになつておりますから、その結果を踏まえて、なるべく早く、できれば民間協定の期限の切れる前に本交渉が妥結されることが望ましいと思っております。

めておられますか。

○中江説明員 外務省といたしましても、全く同じ考え方で臨むつもりでおります。

○瀬野委員 それでは、この交渉を進めるにあたって、民間協定の実績をどういうふうに評価しておられるのか。また、どのように生かしていくことをされるのか。規制内容というものを従来の民間協定の内容よりも緩和させるという方向でぜひ取り組んでもらいたいと思うが、その点はどういうふうに考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 今後締結されます日中の漁業協定の内容につきましては、これはいずれにいたしましても交渉事項でございまして、中国側と話しあつてきめなければならぬわけでございますから、わが国がどういう立場で臨むかということは、交渉開始前ここで意見を申し上げることは差し控えたいと思いますけれども、御案内のように、現在の民間協定は、長期期間にわたって実施されてきたこともあります。また、日中の共同声明の第九項におきまして、各種務務協定の締結にあたっては必要に応じ民間取りきめをも考慮する旨うたわれておりますので、このような事情も十分踏まえて交渉に臨みたいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 その点はそうであると思ひますので、一応わかりますが、そこで、最初の問題とも関連するのですが、この日中漁業交渉を進めていく場合に、御存じのように軍事ラインの問題が起きてくる。すなわち、韓国、台湾等との関係といふことがいろいろまた問題だと思ひますけれども、こうしたことについてはどういうふうな見解を現時点でもつて臨まれる方針であるか、その点も見解をお聞きしておきたいのであります。

○中江説明員 ただいま御指摘の軍事警戒ラインとか軍事入域禁止区域とか言われております区域が公海上に存在しているのではないかという情報は、從来われわれも持つておるわけですが、どうも、具体的にそれがどういう性格のもので、どう

いう体制のもとでそういうものが設けられ、かつ運営されているのかということについては、中国側から責任ある説明はまだ得ておらないわけでございまして、これは専門家会議あるいはその後に予想されております漁業交渉の場面で、日本政府としては中国側の正式見解を確かめてまいりたい、そして、その内容は、それを見ましてから、あるいはその説明を聴取しましてから対策を考えなければいけないと私は思ひますけれども、一般論としては、先生も御高承のとおり、公海における漁業の自由というものは一般国際法上保障されておるわけでございますので、一般国際法の原則に照らしまして、わが国の水産利益というのも踏まえて、水産庁とも緊密に協議いたしまして、安定した漁業発展のためにいい協定を結ぶようにいたしたい、こういうふうに思つておるわけでございまます。

○瀬野委員 交渉を前にしていろいろ公開の席で言えないこともあります。しかし、いずれにしても、いま指摘しましたように、特に九州関係では、日中漁業協定についての問題を昔からずっと見守つておりますし、こういった日本の水産資源がだんだんだんびしい状態にあるときありますし、片や、先進国は、この議決は全員の議決がなければならぬというようなこともお聞きしております。また、アフリカ等では四月から五月の間に準備会議を開く考えのようで、三分の二の議決は取れるというようなことを思ひますとき、いろいろとますますきびしい状況を感じております。

この第三次国連海洋法会議に対しても、日本もいろいろ準備を進めておられると思いますが、どういふ考へでこれに対処されるのか、まず、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 國際関係の漁業の問題はわが国にとって非常にきびしいものであるといふことは御指摘のとおりでございます。したがいまして、日本としては、低開発国等については、相互に漁業の発展をはかるうという立場で、海外の漁業協力というものを通しながら、相手国にもためになり、わが国の漁場の確保もできるというようなことで共存共榮をはかっていくじゃないか、など、こういう方針で進めたいと思います。また、北大西洋等先進国との間におきましては、いろいろな機会を通して、相互の理解を深めて、関係国との間の話し合いをやって、遠洋漁業の長期的な安定をはかる、こういう考え方でまいりたいと思つております。

○瀬野委員 先般も、これに対しては長官からもいろいろ答弁をいたいたわけですが、この第三次国連海洋法会議の結果によつては、だんだん大きくなるんじゃないかということでわれわれも憂慮しております。すなわち第三次海洋法会議でございます。これも先日私はいろいろと指摘をしたところでございますが、御承知のように、わが国の漁業生産の約八〇%を占める遠洋漁業及び沖合の漁業はいずれも公海で行なわれる漁業でありまして、これに対しては中国側の正式見解を確かめてまいりたい、そして、その内容は、それを見ましてから、あるいはその説明を聴取しましてから対策を考えなければいけないと私は思ひます。私がいろいろとお聞きするところによりますと、現在 参加国百二十カ国、中南米、A.A.諸国では、この問題について、意見統一のためのレクチャアがすでにいろいろと始まっている。また、アフリカ等では四月から五月初旬に準備会議を開く考えのようで、三分の二の議決は取れるというようなことを思ひますときありますし、片や、先進国は、この議決は全員の議決がなければならぬというようなこともお聞きしております。また、現在南米等では漁業界が入漁料を払つておるという例もございますので、日本においても入漁料を払う——現在漁連等では一部払つておりますけれども、こういったことを明確にすること、または港をつくつてやるとか、学校、病院をつくつてやるとか、そういういろいろなことについてお答えをいただきたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 低開発国等については、相互に漁業の発展をはかるうという立場で、海外の漁業協力というものを通しながら、相手国にもためになり、わが国の漁場の確保もできるというようなことで、今後の対応のしかたによっては日本の考え方を理解してもらえるとも私は思つておるわけでございますが、この点についてはどういうふうに政府は考へておられるか、この点も明らかにしていただきたいと思う。

○渡辺(美)政府委員 政府は十二海里という主張をしているわけですから、一応はそれで押すといふような原則であります。しかし、低開発国等はともかく漁具は悪いし、技術は劣つておるし、そこへ持つていて、日本が、低開発国の近海に至つても大量に高度の技術で魚をとるということになれば、どうしてもトラブルが起きるわけです。でありますから、いま言ったように、漁業協力をいたしましようということで、お互いがいいような方法をまず考えることも一つの案として考えられます。

（山崎(平)委員長代理退席、委員長着席）
入漁料の問題等は最初から考える問題ではあります。そこで、六月の二十日から十週間の予定で南米カラカスで自主的な第二回会期が催されますが。すなわち第三次海洋法会議でございます。これも先日私はいろいろと指摘をしたところでございますが、御承知のように、わが国の漁業生産の約八〇%を占める遠洋漁業及び沖合の漁業はいずれも公海で行なわれる漁業でありまして、これに対しては中国側の正式見解を確かめてまいりたい、そして、その内容は、それを見ましてから、あるいはその説明を聴取しましてから対策を考えなければいけないと私は思ひます。私がいろいろとお聞きするところによりますと、現在 参加国百二十カ国、中南米、A.A.諸国では、この問題について、意見統一のためのレクチャアがすでにいろいろと始まっている。また、アフリカ等では四月から五月初旬に準備会議を開く考えのようで、三分の二の議決は取れるというようなことを思ひますときありますし、片や、先進国は、この議決は全員の議決がなければならぬというようなこともお聞きしております。また、現在南米等では漁業界が入漁料を払つておるという例もございますので、日本においても入漁料を払う——現在漁連等では一部払つておりますけれども、こういったことを明確にすること、または港をつくつてやるとか、学校、病院をつくつてやるとか、そういういろいろなことについてお答えをいただきたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 低開発国等については、相互に漁業の発展をはかるうという立場で、海外の漁業協力というものを通しながら、相手国にもためになり、わが国の漁場の確保もできるというようなことで、今後の対応のしかたによっては日本の考え方を理解してもらえるとも私は思つておるわけでございますが、この点についてはどういうふうに政府は考へておられるか、この点も明らかにしていただきたいと思う。

○渡辺(美)政府委員 政府は十二海里という主張をしておられるわけですから、一応はそれで押すといふような原則であります。しかし、低開発国等はともかく漁具は悪いし、技術は劣つておるし、そこへ持つていて、日本が、低開発国の近海に至つても大量に高度の技術で魚をとるということになれば、どうしてもトラブルが起きるわけです。でありますから、いま言ったように、漁業協力をいたしましようということで、お互いがいいような方法をまず考えることも一つの案として考えられます。

としては、その場その場、そのときそのときに応じてお互いがよくなるようなことを考えることがいいのじゃないかと思うのであります。あらかじめどうする、こうするというようなことまでここで申し上げるわけにはいかないと思います。

○瀬野委員 次に、遡河性の魚種について一点お尋ねをしますが、御承知のように、サケ・マス等の遡河性魚種については、先進国であるアメリカ、カナダ、ソ連等により、產卵河川の所有国が独占的または優先的に漁獲を行ない、あるいは公海漁獲は禁止すべきであるということを主張されておりますが、私たちはこれはけしからぬと思うのです。これに対して、わが国は、これらの魚種は関係国が限定されており、さらに局地的問題であるから、日ソ漁業条約、日米カナダ漁業条約で管理しているように、関係国に、地域的関係をゆだねるということを主張しておるようになりますが、こういったことがますますきびしくなつてしまりますと、この遡河性魚種に対する今後の日本の漁業問題は、これまたきびしいことになってきて、いよいよ八方ふさがりになつてくるのじやないかというふうにも思われて、たいへん心配をいたしております。ステウダラにしてもまた同じことが言えるわけですけれども、この遡河性魚種に対する対策、また、今後の日本国との基本方針について、簡潔でつこうですから、明確にしていただきたいと思う。

○内村(良)政府委員 遡河性魚類につきまして、カナダ、アメリカ、最近ではソ連が、ただいま先生から御指摘のございましたような主張をしていることは事実でございます。特に、カナダは、沿岸国が優先的な管理権があるということのほかに、二百海里の経済水域を言い、さらに公海漁業の禁止をはつきり打ち出しているのでございます。アメリカ、ソ連は必ずしも公海漁業の禁止といふところまで言つておりませんけれども、沿岸国に優先的な管轄権があることを言つております。それに対してわがほうは、サケ・マスの公海漁業といふものは、現在、日米加漁業条約あるい

は日ソ漁業条約等で関係国と委員会をつくり、そこで話し合いをやって漁業をやっておるいまの姿

でいいんだということを主張しておりますけれども、こういった姿を続けていくためには、わが国が主張すると同時に、わが国の漁業秩序と申しますとか、あまり違反などはないというようなことでも、やらないと、わが国に対する不信感が増加します。そういうした姿の継続がなかなかできないと水産庁といたしますては、わが国の漁業活動が、たとえば現在条約で認められております暫定線を越えまして去年日本のサケ・マス漁船が四隻アメリカに拿捕されたわけでございますが、そういうことが起こらないように十分監督をしながら、漁業秩序を保ちながら漁業操業をし、さらに、一方、関係国とは強力に交渉をいたしまして、わが國の実績というものを基礎にしながら、サケ・マス漁業、公海漁業を継続しなければならないといふふうにかたく決意しているわけでございます。

○瀬野委員 もう一つ当局にお尋ねしたいことは、海外漁業協力財團の問題ですが、これも理事長が欠員になつておりますけれども、荒勝理事長が今回就任して、先日あいさつ状等が来ておりましたが、この海外漁業協力財團は、一口にして言えば、経済協力をしながら漁場を伸ばしていくというふうにかとあるかと思うのですが、四十八年度補正後の国際漁業振興協力事業費の補助金等を見ましても、十一億九千九百二十万五千円という膨大な補助金、さらに四十九年度は二十六億一千五百三万三千円というような予算が計上されておりまますけれども、さっぱりこれは実績があつていな。もちろん、昨年始まつたばかりだからと言えばそれまでかもしれません、それにしても効果が出ないが、当局はこれに対してもどう評価しておられますか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話を聞いておきましたように、この協力財團は昨年の六月二日に設立をしたばかりでございます。現在、いろいろこれから仕事が始まつてくる段階でござい

まして、確かに、貸し付けができましたのは、モーリタニアに対しまして約五億円の貸し付け決定ができただけでございますけれども、現在のところ、さらにオーストラリア、ガイアナ、パプアニューギニアその他非常に貸し付けの申し入

れがございまして、現在専門家を派遣していろいろ調査しているものもございます。いずれにいたしましても、四十九年度になりますと、専任理事長もきまりましたし、この財團の活動といふものは非常に活発になるのではないかというふうに思つております。

いずれにいたしましても、まだ創業九ヵ月ぐらいうふうにかたく決意しているわけでございます。○瀬野委員 そうしますと、この金はモーリタニアに五億円やつただけで、あとはどこの国にやつたんですか。これ一ヵ所だけですか。

○内村(良)政府委員 四十八年度に貸し付け決定いたしましたのは、西アフリカの水産開拓に対しまして五億円決定しただけでございます。ただ、その後、申し上げましたように、ただいまオーストラリアのカツオ、ガイアナの南北両岸の水産開拓、これはエビのようございますが、それからパプアニューギニアの海外漁業の冷凍加工施設に対する貸し付け、それから、さらに、モーリタニアで水産試験場の機材をさらに貸し付けてほしいというような申し入れがございまして、それについて審査中でございます。

○瀬野委員 時間がもう参ったようですので、しゃつてやつておりますが、短い時間で十分審議ができませんが、いまの件についても、いろいろ異論があるわけです。二百海里説がいまいろいろ唱えられておりますけれども、わが国はこういつたことは承服できないわけで、こういった二三百海里説等が海洋会議等で具体化してきますと、そ

いつた中においてどういうようにこれに対応できるかという問題とか将来の条件があまりはつきりしていないので、対応策等をどういうふうに考えているかというような問題等も私は指摘しておきたいわけですが、しかし、これはまた後日質問等をやることにします。

もう一点お伺いして質問を終わりたいと思いますけれども、遊漁対策については私はどうしても一言申し上げておきたいわけです。と申しますのは、御承知のように、沿岸漁業を考えていく場合に、遊漁問題を抜きにしては考えられない状況になつております。昭和四十三年から四十四年の間に調査したいいろいろな実績によりますと、すでに千七百七十二万人ぐらいの人が遊漁しており、現在ではおそらく二千万をこしているのではないか、かのように私は思つてございます。そこで、世界の状況を見ましても、スポーツその他、すべていろいろと法律ができておりますが、遊漁法については日本は何ら対策がなされていない。御承知のように、最近では、波にさらわれて岩場から落ちたり、あるいはまた、標識がないために遭難するというような問題もあります。し、岩場には鎖なんかをがつちりつけて、波にさらわれないよう、危険がないような施設もしたり、またいろいろと標識をしたりしなければならぬ。どうしてもこういったことをやらなければなりません。どうしてでもこういったことをやらなければならぬんだと私は思うのですが、一方、御存じのように沿岸漁業からいきますと、沿岸漁民には遊漁がいろいろと障害を來たす。最近ではアクラングのいろいろな漁法が発達して資源を荒らす。または漁網をいためる。最近こういったところでは遊漁を禁止せよということを言っておられますけれども、実際問題として、国民の娛樂あるいは健康の上からも、またはいろいろなレクリエーションというようなことからも、遊漁の禁止はとてもできないと思うし、また、今後ますます

発展していく段階にあると私は思うわけでござります。

こういったことから、この遊漁対策については、

沿岸漁業とのいろいろな摩擦等も今後ますます多

くなってくることを私は懸念するわけでございま

すし、世界を見ましても、スポーツとかフィッシ

ングなどの法律もいろいろあるわけございま

すので、政府としても、この機会に、遊漁対策に

していかなければならない、むしろおさきに失し

ているのではないか、こういう法律を早く提案す

べきではないか、かように私は思はでありますけれども、当局のこれに対する対処方針はどう考えて

おられるか、また、法制定についていかなる考

えを持っておられるか、それらについて御見解を

承りたいのです。

○渡辺(美)政府委員 御指摘のように、国民所得の増大に伴つて、遊漁者が技術的に非常に進歩した漁具を使つたり、大型化したりしているというような面があります。レクリエーションとして健全なレクリエーションですから、遊漁者がふえるのはけつこうなんですが、一方、瀬野委員が御発言になつたように、沿岸漁業の漁業者と利害の対立を生むといふことも事実であります。このた

め、現在のところ漁場利用調整中央協議会とい

うものがありまして、その中でいろいろ御審議を願つて、その結果に基づいて、都道府県にいろいろなそういうトラブルの起きないような指導とい

うのを行なつております。都道府県は都道府県

として、漁業の調整規則あるいは海区漁業調整委員会というようなものを持つておりますから、そ

れによつて適切な指示を行なつて、そういうトラ

ブルの回避につとめておるところでございます。

それだけでは足らないから遊漁法をつくりなさ

いといふのも、これは一つの貴重な御意見でござ

いますが、いまのところ直ちにつくるといふとこ

ろまではいつております。外國の制度なども調

査しながら、わが国のそういうような実態に即応

して、どういうふうな調整をはかつていつたら

いか、法が必要であるならば法をつくるべきであります。つまりたい、かように考えております。

○瀬野委員 ただいまの遊漁法の問題について

は、当局も十分に重大な関心を持っておるよう

で、貴重な意見であるから実態に即応して法等も

考えていきたいというふうな御見解のようであり

ます。が、だんだん時代が進んでまいりますとこれ

ははどうつておけない問題だと思うので、世界のい

ろいろな慣例等も取り寄せて十分検討された上

で、早急な検討を進めていただきたいということ

を強く要望しておきます。

私の質問の時間が終わりましたので以上で終わ

りますが、水産三法は膨大な問題がありまして、

時間が相当かかりますのでからはちょっと質

問をいたしましたが、残ったあと二法の問題と

ははよつた分については、後日また機会を見て質

問をするということ、それから大臣に対する

質問が全然できなかつたわけですけれども、これ

もまたあとの機会に譲ることにしまして、一応本

日の質問を終わることにいたします。

○飯谷委員長 御協力ありがとうございました。

○飯谷委員長 この際午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたしました。

午後零時十九分休憩

○山崎(平)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十七分開議

質疑を続行いたしました。野坂浩賢君。

○野坂委員 せつから大臣においてをいたきました

したので、大臣にお尋ねをいたしましたが、食料供

給源としての水産業との位置づけについてまずお

尋ねをしたいと思います。

動物源の食料は最近世界的に次第に不足の傾向にあると思われます。それを補うために、各国そぞれ水産物を重視しておるというのが今日の現況でございますが、特に、わが国におきましては

は、国土が狭隘でござりますから、そういう関係から見て、水産資源確保という点については、その必要性は非常に高いと思うであります。したがつて、この原則を確認して、いま漁獲高というものは大体一千万トン程度と考えておりますが、今後この一千万トンをさらに上昇させるのか、確保するのか、それらの見通しと対策についてお尋ねをしておきたいと思います。

○倉石国務大臣 水産資源がわが国の食料にとりまして大切なものであることは申すまでもございませんが、その水産資源につきまして、いろいろな慣習等も取り寄せて十分検討された上で、早急な検討を進めていただきたいということ

を

あります。が、これらにつきましては、前任の櫻内農林大臣がおいでになつたり、あるいはその前に田中綱理がソ連を訪問の際にもお話しになつたところであります。が、今日、これの一番の基礎は、まず資源の評価の問題について意見が分かれおるのかどうかということ、その点が一つ。それから、いままでのいろいろと交渉はされておりますけれども、御存じのとおりであります。しかし、いまお話を伺いましたように、遠洋にしても沖合にしても、とにかくわが国は世界第一の漁業国でござりますので、いろいろ困難はあります。そのためには、現状の状況を維持してまいるといふことが最大の努力をいたさなければなりませんと思つておりますが、ことに、沿岸につきましては、まだこれからさらに伸ばしていく必要があります。そのためには、技術的にも予算的にも大事な施策、なすべき施策があるわけであります。が、そういうことのためにわれわれはさらに一そうの努力をいたしまして、たゞいまのような水産国日本を維持してまいりたい、こういう決意のもとに諸施策を進めてまいりたいと思っております。

○野坂委員 よくわかりました。特に、これから

の重点はわが国の沿岸漁業で、その漁場開発のた

めに開発法案も提出をしたということであろうと

思います。

その前に、午前中にもお話しございました、それによつて適切な指示を行なつて、そういうトラブルの回避につとめておるところでございます。が、それだけでは足らないから遊漁法をつくりなさいといふのも、これは一つの貴重な御意見でございますが、いまのところ直ちにつくるといふところまではいつております。外國の制度なども調査しながら、わが国のそういうような実態に即応して、どういうふうな調整をはかつていつたら

す資料をよく読んでみますと、たとえばカムチャ

ツカ半島のタラバガニあるいはイバラガニ、こう

いうものは全面禁漁なり約半減をされるという提

案であります。特に、樺太東方水域につきまして

は、アブラガニ等は全面禁漁、ズワイガニ等につ

きまして、約四分の一にするという提案であります。が、これらにつきましては、前任の櫻内農林大臣がおいでになつたり、あるいはその前に田中綱

理がソ連を訪問の際にもお話しになつたところであります。が、今日、これの一番の基礎は、まず資

源の評価の問題について意見が分かれおるのかどうかということ、その点が一つ。それから、いままでのいろいろと交渉はされておりますけれども、御存じのとおりであります。しかし、いまお話を伺いましたように、遠洋にしても沖合に

しても、とにかくわが国は世界第一の漁業国でござりますので、いろいろ困難はあります。そのためには、現状の状況を維持してまいるといふことが最大の努力をいたさなければなりませんと思つておりますが、ことに、沿岸につきましては、まだこれからさらに伸ばしていく必要があ

ります。そのためには、技術的にも予算的にも大事な施策、なすべき施策があるわけであります。が、

そういうことのためにわれわれはさらに一そうの

努力をいたしまして、たゞいまのような水産国日本を維持してまいりたい、こういう決意のもとに諸施策を進めてまいりたいと思っております。

○野坂委員 よくわかりました。特に、これから

の重点はわが国の沿岸漁業で、その漁場開発のた

めに開発法案も提出をしたということであろうと

思います。

その前に、午前中にもお話しございました、それによつて適切な指示を行なつて、そういうトラブルの回避につとめておるところでございます。が、それだけでは足らないから遊漁法をつくりなさいといふのも、これは一つの貴重な御意見でございますが、いまのところ直ちにつくるといふところまではいつております。外國の制度なども調査しながら、わが国のそういうような実態に即応して、どういうふうな調整をはかつていつたら

す資料をよく読んでみますと、たとえばカムチャ

ツカ半島のタラバガニあるいはイバラガニ、こう

いうものは全面禁漁なり約半減をされるという提

案であります。特に、樺太東方水域につきまして

は、ア布拉ガニ等は全面禁漁、ズワイガニ等につ

きまして、約四分の一にするという提案であります。が、これらにつきましては、前任の櫻内農林大臣がおいでになつたり、あるいはその前に田中綱

理がソ連を訪問の際にもお話しになつたところであります。が、今日、これの一番の基礎は、まず資

源の評価の問題について意見が分かれおるのかどうかということ、その点が一つ。それから、いままでのいろいろと交渉はされておりますけれども、御存じのとおりであります。しかし、いまお話を伺いましたように、遠洋にしても沖合に

しても、とにかくわが国は世界第一の漁業国でござりますので、いろいろ困難はあります。そのためには、現状の状況を維持してまいるといふことが最大の努力をいたさなければなりませんと思つておりますが、ことに、沿岸につきましては、まだこれからさらに伸ばしていく必要があ

ります。そのためには、技術的にも予算的にも大事な施策、なすべき施策があるわけであります。が、

そういうことのためにわれわれはさらに一そうの

努力をいたしまして、たゞいまのような水産国日本を維持してまいりたい、こういう決意のもとに諸施策を進めてまいりたいと思っております。

○野坂委員 よくわかりました。特に、これから

の重点はわが国の沿岸漁業で、その漁場開発のた

めに開発法案も提出をしたということであろうと

思います。

その前に、午前中にもお話しございました、それによつて適切な指示を行なつて、そういうトラブルの回避につとめておるところでございます。が、それだけでは足らないから遊漁法をつくりなさいといふのも、これは一つの貴重な御意見でございますが、いまのところ直ちにつくるといふところまではいつております。外國の制度なども調査しながら、わが国のそういうような実態に即応して、どういうふうな調整をはかつていつたら

す資料をよく読んでみますと、たとえばカムチャ

ツカ半島のタラバガニあるいはイバラガニ、こう

いうものは全面禁漁なり約半減をされるという提

案であります。特に、樺太東方水域につきまして

は、ア布拉ガニ等は全面禁漁、ズワイガニ等につ

きまして、約四分の一にするという提案であります。が、これらにつきましては、前任の櫻内農林大臣がおいでになつたり、あるいはその前に田中綱

理がソ連を訪問の際にもお話しになつたところであります。が、今日、これの一番の基礎は、まず資

源の評価の問題について意見が分かれおるのかどうかということ、その点が一つ。それから、いままでのいろいろと交渉はされておりますけれども、御存じのとおりであります。しかし、いまお話を伺いましたように、遠洋にしても沖合に

しても、とにかくわが国は世界第一の漁業国でござりますので、いろいろ困難はあります。そのためには、現状の状況を維持してまいるといふことが最大の努力をいたさなければなりませんと思つておりますが、ことに、沿岸につきましては、まだこれからさらに伸ばしていく必要があ

ります。そのためには、技術的にも予算的にも大事な施策、なすべき施策があるわけであります。が、

そういうことのためにわれわれはさらに一そうの

努力をいたしまして、たゞいまのような水産国日本を維持してまいりたい、こういう決意のもとに諸施策を進めてまいりたいと思っております。

そういう四十六年実績程度は確保できる見通しでしょうか。どうでしようか。

○内村(良)政府委員　ただいま大臣から御答弁がございましたけれども、まだソ連の第一次規制案が出た段階でございまして、私どもいたしましては、わが国漁業の漁場の確保及び漁獲量の維持のためにベストを尽くすというところで、見通しその他についてここで申し上げるのはまだ時期尚早と申しますか、ちょっとむずかしい段階でございます。

○野坂委員　むずかしいと思いますが、農林大臣も水産庁長官も計数には明るいし、計画は非常に緻密でありますから、そういう点については万遍漏なく、自信があろうと思いますが、どうでしようね。

○内村(良)政府委員　もちろん、わが国の国益を守るためにベストを尽くすことは当然でございますが、從来どおりの——とにかく、科学評議については、先ほど大臣から御答弁もございましたけれども、ベニサケとシロサケにつきましては両国の科学者の意見が分かれています。日本は、大体前の不良年程度の、すなわち四十七年程度の資源はあると言う。それに対して、いやもつとずっと悪化しているということをソ連の科学者は言つております。そういったことを基礎にして議論を始めるわけでございまして、わが国といたしましては、わが国の科学者が提示した意見に基づいて必要な漁獲量を確保するということをやるのは当然でございまして、その方針で対処するつもりでございます。

○野坂委員　それぞれ漁期、期間、その他の問題があるわけですが、それまでには決着はつける見通ですか。

○内村(良)政府委員　漁期の始まる前には当然決着しなければわが国の漁業はできませんから、漁期前にももちろん決着するように努力したいと思つておるのでござります。

○野坂委員　あまり不利な条件をのむといふようなことはないというふうに考えてよろしいん

ですか。

○内村(良)政府委員　急ぐあまり不利な条件をのむということでおざいますと、わが国のサケ・マス漁業に非常に悪い影響を与えますから、そのようないことがないような形で——まあ、日ソ交渉は、ある意味ではがまん比べみたいな面もあるわけでござりますけれども、十分わが国の国益を守るためにやりたいと思っております。

○野坂委員　それでは、これも先ほど話がございましたが、本年の六月二十日からですか、南米のカラカスで第三次の海洋会議を行なわれます。わが国は領海水域を三海里をとっていますが、アジア、アフリカ、中南米等は、大勢として、排他的經濟水域といいますか、漁業水域を二百海里を主張して、それが大勢となつておるというふうに私どもは承知をしております。したがつて、この会議は、今後わが国の水産業にとりまして非常に大きな影響を持つてくるであろうと思います。この前の会議は、わが国はこれに反対をして、一応何もきめないで済んでおるわけですが、今度の会議の見通しとしては、全会一致制でいくのか、あるいは、先ほど申し上げました国々が主張しておりますのは、先ほど申し上げました通りに主張しておられますように、三分の二で可決をすれば効力を発効するということになるのか、その見通しと、わが国は十二海里説というものを主張していくのか。四〇%も二百海里になれば影響が出てくるという重要な問題でありますから、それらの点についてはどうのうに考え、どのように今日まで推移をしておるのかということをまずお伺いをしておきたいと思います。

○内村(良)政府委員　まず、第一に、海洋法会議の議決のやり方が全会一致になるのか、あるいは三分の二の特別議決になるのかという点でございますが、先生御指摘のように、六月からベネズエラのカラカスで海洋法会議が始まるわけでございません。したがいまして、カラカスの会議が開か

れました場合において、少なくとも最初の二週間ぐらいは、そういう表決その他の手続問題に費やされるのではないかというような見通しになつてゐるようでございます。そこで、先進国の多く

は、こういう領海の権利といったような大問題は、開発途上国につきましては、技術協力、資本協力等と結びつけまして、沿岸国の漁業の発展を援助するということを大いにやりながら、同時にわが国の漁業も確保していくこうと思つてるのであります。これに対して、開発途上国の多くは三分の二の特別議決、あるいは単純多数決というこ

とを言つてゐるのもございります。と申しますのは、最近は開発途上国のが非常にふえておりまして、これらが開発途上國の主張を通すには有利です。たゞほうが開発途上國の主張を通すには有利であるというような背景もあるわけでございまが、いざれにいたしましても、最初の二週間ぐらははそういう問題でもめると申しますか、いろいろ議論されるだらうということになつておりますので、これについてもどうなるかといふことは、会議のことでおざいますから、ただいまのところなかなか予見しがたい問題でござります。しかし、いざれにいたしましても、過去六回の準備会議で話がつかなかつた問題でござりますか。これは、先ほど申し上げました通りに主張しておられるのは、先ほど申し上げました通りに主張しておられますように、三分の二で可決をすれば効力を発効するということになるのか、その見通しと、わが国は十二海里説というものを主張していくのか。四〇%も二百海里になれば影響が出てくるという重要な問題でありますから、それらの点についてはどうのうに考え、どのように今日まで推移をしておるのかということをまずお伺いをしておきたいと思います。

○内村(良)政府委員　それから、海洋法会議全体について、一体カラカスでまとまるのかどうかという点でございます。この点も、これは国際会議のことでおざいますから、ここでいろいろ意見を申し述べることは、なかなかできがたい問題でござりますけれども、普通の国際会議の場合には、さらには次の会場を予定しているということはまず大体ないわけでござります。ところが、この海洋法会議の場合には、

わが国といたしましては、一応沿岸国のある程度の優先権は認めながら、わが国の実績といふものを持てて、漁業をやらしてもらうようにする。特に、開発途上国につきましては、技術協力、資本協力等と結びつけまして、沿岸国の漁業の発展を援助するということを大いにやりながら、同時にわが国の漁業も確保していくこうと思つてるのであります。これに対して、開発途上國の多くは三分の二の特別議決、あるいは単純多数決といふことを言つてゐるのもございります。と申しますのは、最近は開発途上國の数が非常にふえておりまして、これらが開発途上國の主張を通すには有利です。たゞほうが開発途上國の主張を通すには有利であるというような背景もあるわけでございまが、いざれにいたしましても、最初の二週間ぐらははそういう問題でもめると申しますか、いろいろ議論されるだらうということになつておりますので、これについてもどうなるかといふことは、会議のことでおざいますから、ただいまのところなかなか予見しがたい問題でござります。しかし、いざれにいたしましても、過去六回の準備会議で話がつかなかつた問題でござりますか。これは、先ほど申し上げました通りに主張しておられるのは、先ほど申し上げました通りに主張しておられますように、三分の二で可決をすれば効力を発効するということになるのか、その見通しと、わが国は十二海里説というものを主張していくのか。四〇%も二百海里になれば影響が出てくるという重要な問題でありますから、それらの点についてはどうのうに考え、どのように今日まで推移をしておるのかということをまずお伺いをしておきたいと思います。

それから、海洋法会議全体について、一体カラカスでまとまるのかどうかという点でございます。この点も、これは国際会議のことでおざいますから、ここでいろいろ意見を申し述べることは、なかなかできがたい問題でござりますけれども、普通の国際会議の場合には、さらには次の会場を予定しているということはまず大体ないわけでござります。ところが、この海洋法会議の場合には、カラカスで話がつかなかつた場合には、来年オーストリアのウィーンで会議をやるという場所まできまつておるわけでござりますから、その辺のところを考えれば、大体、まあ、ことしはなかなかまとまりにくいのではないかというふうに考えていいのではないかと思います。

それから、開発途上國が二百海里に及ぶ經濟水域を主張しているということは御指摘のとおりでございますが、そうなった場合におきまして、おるわけだから、ことしはまとまらないだらう、こ

ういうふうに言われ、私どももそう思うわけです。そういう設定のしかたもあるわけです。しかし、来年もこの問題が提起されることは必定でございますが、もしそういうことになつてしまりますと、いままでの実績といふものは相当生かされてわが国の漁業権といふものは確保できる、こういう点については、そう考へてよろしいでしょうか。

○内村(良)政府委員 カリに二百海里の経済水域というものが国際的には認められたということになつた場合におきまして、わが国の水産業に与える影響の問題になつてくるわけございますが、そこで、わが国が外國の距岸二百海里とつてゐる魚の量は四百万トン以上になつております。約四十数多のものがそいつた海域でとつてゐるわけございます。そこで、二百海里になりますとそういうものが完全になくなつてしまふのじゃないかといふうな議論もございますけれども、私どもは、ただいま申し上げましたようなことを努力していけば、多少の影響はあつたとしても、実質的な漁獲がひどく減るというようなことはまず考えられないのではないかといふうに考へておるわけでございます。

○野坂委員 いまの日ソ漁業交渉にいたしましても、この海洋法会議にいたしましても、非常にき

申しますと、漁場といったとして未利用または低

利の段階にありながら、潜在的に相当量の有用

水産資源が存在すると推定される海域におきまし

て試験操業を行ないまして、それらの漁場が企業

的漁業操業に適するものであるかということを

調べるということをやつておるわけでございま

す。

そこで、センターは設立以来三年目を迎えたわ

けでございますけれども、どういう海域で調査を

したかということでおきますけれども、代表的

なものをお申しますと、海外トロールにつきまし

て、ニュージーランド周辺でタイあるいはイカ等

の資源の開発をやっております。それから、最

近、オキアミという相当大きな資源が南極海にあ

る。これは従来は鯨のえさになつておつたもので

ございまして、サイズは日本の小さなエビぐらい

のものでございますが、そのオキアミの開発とい

うことを四十七年と四十八年、南極海エッセル

海域で試験操業を実施しております。それから、

まき網につきましてはアフリカ中部とか、それか

らオーストラリアの海域とか、あるいはサンマの

捕獲受け網の漁業、イカつり、沖合い底引きその他

いろいろ新漁場の調査をいろいろな地域について

やつておりますが、大きなところはだいま私が

申し上げましたようなところでございまして、特

に、オキアミの開発といふものは、日本の漁業界

あるいは世界的に非常に注目されているところで

ございます。

○野坂委員 私どもも資料をちようだいしております

ます。それが、調査の海域は、それぞれ試験船といいま

すが、調査船が出されまして、お話をありました

。輸入は七十九万八千トンで、需要は「国内消

費」あるいは「輸出」と書いてございますが、こ

の調査の結果ですが、大体どの地点との地点について、それぞれ調査船をチャーターして、漁場の条件なり、商品価値なり、漁獲方法等を十分調査をしておられると思うわけあります。それがならぬということは当然であります。それ

は、先生も御案内のように、昭和四十六年七月に

</

バラエティがございます。それから、同じ魚でも、たとえば大きなカジキなんかになりますと、魚の部分によって値段が非常に違うというようなこともございますし、技術的に価格支持政策ができないというようなことで、市場のメカニズムによって価格が決定される。その場合に、かなり流通段階が複雑であつたというような問題もあるわけでございます。基本的なパターンと申しますが、型としては変わらないわけでございますが、最近注目すべきことといたしまして、非常に冷凍技術が発達してまいりました。そこで、かなり品質の保持ができるということになりまして、ものによりましては、いわば出荷調整的なことがかなりできるようになつてまいりました。そこで、水産庁といたしましては、産地、消費地あるいは中継基地に冷蔵庫をつくりまして、できるだけ水産物の出荷調整ということをやろうということで、今日までかなりの予算を助成してまいりましたし、なお、今後におきましてもこの面の拡充をはかる、こういうふうに考えておるわけでございます。

て、非常に弊害が起こっているような場合にはあります。程度注意をするということをやっておるわけですが、

○野坂委員 私が質問をしておりますのは、名前をあげて質問をしております。いまお話をいたしましたように、冷凍技術が進行して、弱い漁民の皆さん、特に生産者の皆さんの立場を守るという点については、出荷調整その他のについて中小零細のものについては十分理解をしております。しかし、私が申し上げておりますのは大手の業者をさしておられますから、たとえばシシャモ等も一キロが二百円として、一キロ当たり二十から二十五入るということになれば、一匹が五円なり四円ということになります。それが八十円から百円になるということについては、常識的に言つてもそれはもう過ぎだと言わざるを得ないと思うのです。しかも、それは輸入物が非常に多いのですが、それが北海道産だとして売られておる。これが現実なんですから、そういう点については、やむを得ないということではなしに、単なる注意ではない、厳重に注意をして、消費者の食せんにものばりやすいようにしなければならぬ。そして、利益をより以上に取るというようなことは反社会的行動だとして、きょうも参議院で集中審議をされておりますが、そういう点については敵に注意をして、そのような措置をとらないようにすることが新任水産庁長官としての責務でもあろうと私は存りますが、それらについては対処されますか。十分調査をして対処していただくように私は要求をいたしますが、どうでしょうか。

○内村(良)政府委員 いつごろの時期であるか、その他先生からこまかく伺いまして、調査をしてみたいと思います。

○野坂委員 それでは、いまの動物たん白源の問題について、これはわが党の竹内猛議員が何回も質問しておりますが、カロリーはどの程度とののが国は一日当たりのカロリーですね。わが国民は一日当たりのカロリーはどの程度とののがありますか。これは水産物のたん白源にも関係がありますし、特にあなたはそういう数字的には最も

べテランでありますから、カロリーはどの程度とつて、魚はそれだけとつておるというのを、今日の段階あるいは来年の五十年、この二カ年についてのお考えといいますか、現実と考え方をお聞きしたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 まず、一人一日当たりのカロリーの供給状況でございますが、四十七年の実績速報値によりますと、総熱量は二千五百十五カロリーでございます。そのうち、動物質によつて供給されておりますものは三百三十四カロリーでございまして、うち、水産物が九十五カロリー、鯨肉を入れますと約百カロリーということになるわけでございます。現在の数字は二千五百十五カロリーといふことになつておりますが、私どもといたしましては、なお水産物による供給を今後ふやすようにしてみたいと思っておるわけでございましてはどうお考えですか。

○野坂委員 そういういたしますと、今日の二千五百十五カロリーといふのは、これが日本人としては適當なカロリーであると言つのですか。あるいは、これより伸ばすのか、下げるのか、これについてはどうお考えですか。

○内村(良)政府委員 日本人の適當なカロリーといふのは、日本人の体位の向上その他の問題もございまして、何カロリーが適當であるかといふことは、厚生省のほうが私どもよりも正確な知識を持つておるのではないかと思います。

○野坂委員 それでは厚生省に聞けということでおりますから、厚生省はこれについてどのようにお考えになつておりますか。

○安西説明員 御説明いたしたいと思います。

国民に必要な栄養摂取量、これを栄養所要量と言つておりますが、あるいは一人当たりのペーヘッドの栄養を各種食料からとの栄養基盤量と言つておりますが、そういうものをどのようにしてどういう食品を組み合わせてとるかということを食料構成と言つておりますが、いずれにしましても、そのようなものを一括いたしまし

て、一応從来の実績から言いますと、五年に一度そういうものを栄養審議会に諮問いたしまして設定していくということとで今までまいっておるわけでございまして、現在できておるもののは、昭和四十四年に策定されました昭和五十年目標の国民の栄養に関する各種基準量等の設定ができるわけでございまして、私どもは、このように定められました所要量あるいは基礎量等を目標値として、國民にこれを満たしていくべくように行政努力をしておる、こうことでございます。

○野坂委員 御答弁をいただいたのですが、私はよくわからぬのですが、今日三千五百十五カロリーですね。厚生省が考えておるカロリーとしては、昭和五十年には幾らを考えておるのですか。そして、五年ごとだったんですから、昭和四十五年には幾らだったんですか。それを明確にしていただきたい。

○安西説明員 昭和五十年を目標といました栄養所要量、國民一人当たりの一日の平均でございますが、カロリーとしては二千百五十でござります。現在、昭和四十六年度の調査成績では二千二百八十七カロリーでございまして、若干上回つておるという現状にござります。

なお、たん白質につきましては、昭和五十年の目標の栄養基準量が七十グラムでございますが、現在、昭和四十六年の成績でございますが七八・一ということで、やはり、同様に若干上回つておるという現状でござります。

○野坂委員 長官、いま厚生省の話によりますと、カロリーはあまりとらなくていいと言つております。魚の場合、来年は、八十グラムとつておったものが七十グラムによろしいと言つておるんですが、あなたもそうお考えですか。

○内村(良)政府委員 農林省の食料需給表によりますと、國民一人当たりの供給純食料で、一日当たりの実数の供給量でございますが、魚介類の場

合は四十年が八十・三グラム、それが四十六年は九十一・一グラムになっております。一人当たりがずつと毎年増加しておりますので、国民所得が増加していく限りこの傾向は今後も続くのではないかと考えております。

ラムの七十ですからね。しかし、いま農林省の水産庁長官が言われたように、漸次九十一・一といふうに伸びております。あなたの場合は、カロリーはできるだけ少なくそれだんだん飢かなくなってきた、そういうような統計を出されておるのですが、これについては、各省庁と話し合つてそういふものを出されたんですね。なぜこのようになりますか。

○安西説明員 お答えいたしたいと思います。

栄養基準量の策定にあたりましては、先ほど申し上げましたように、審議会の議を経て設けておるわけでございますが、いまの御質問にできるだけ端的にお答えしたいと思いますが、この三十八年にきめられました各種所要量あるいは基準量等につきましては、かなり努力目標的なものでございまして、それが、国民の食生活の実態が急激に変わつてしまつておる、あるいは栄養学的、医学的な研究開発もなされてまいつておるというふうなこと、あるいはさらに、国民の人口構成の老人がふえるなど、変わってまいつておる、あるいはさらには、国民の一次産業就労人口の減少あるいは稼働日数の減少などで、国民全体の労働力、労働量というものが減つてしまつておる、あるいは、さらには、三十八年に設定した所要量等によりまして、そのような中から肥満者が出てまいつておる、つまり、オーバーカロリーの人が出てきているというふうな、そういうふうな実態も出てまいおるわけでございます。こういうふうな理由がございましたので、昭和四十四年に、あらためて三十八年のものを実態に即応するように改めただということでございます。

なほ、たん白につきましては、いま申し上げましたような理由以外に、三十八年では、いわゆる一般たん白質を言つておるわけでございますが、そのうち良質のたん白質に置きかえて七十グラムというふうにきめられたのでございます。そういう意味では、いま水産庁のはうからお答えいたしましたよな九十六・一グラムというの、私どもが昭和五十年に定めました七十グラムは、三十八年にきめましたよな、いわゆる一般たん白質に置きかえますと九十五グラムになるわけでございまして、そういう意味では、この厚生省の審議会の御答申を得て私どもが定めました基準量と、その実態といいますか、水産局からお話しのありました数字とはば合致しておるというふうにも考えられるわけでございます。

それから、なほ、いまと非常に関連するわけでございますが、魚の量を、三十八年から四十五年のきめる場合に、食料構成基準の策定にあたりまして、審議会から数字が七十五を七十にというふうに御答申があつたわけでございますが、この理由の大きいことは、やはり国民の食生活が非常に変化してきたということ、それから栄養学的な実態から、同じ動物性たん白をとるにしても、肉とか、あるいは卵とか、そういうほかの動物性たん白質とのバランスという問題もございまして、したがいまして、魚とその他の動物性たん白質のバランス等が配慮されて、魚介類以外の動たんについても、これを従来よりはよけいにとるべきであるというふうな考え方が示されたものであるというふうに理解をいたしております。

○野坂委員 これをやりますと時間がございませんから多くを申し上げませんが、現状の水産関係で動物性のたん白質をとつておる魚というのは大体五十二ですから、あなたのわつしやつておる鳥獣、卵、乳、というものをもつと思いつつて、魚は十グラム減らせということについては、それはあなたのほうが考えておられて出されるだけであつて、各省はそれに十分歩調を合わせておるということは現状では言えないわけです。だか

が、一般的に言つて、日本人というのには働きの度合いが少なくなつたから二千五百を二千三百にすればいいとか、あるいは三千三百を今度は二千五百にすればいいというようなことについては、非常に問題があらうと思つてます。それについて、はさらに関係各省と十分調査をし、話し合つて、一定のものを出してもらわなければ、われわれは二千六百五十カロリーというものが日本人の摂取力ロリーの目標だというふうに考えておるわけですから、はつきりしてもらわなければ困ると思うのです。

そこで、もとに返しますが、遠洋漁業なり近海漁業、沿岸漁業といいますか、それについて、沖合の漁業等を見ても、この水産庁の資料によりますと魚が小型化してきたということがありましてが、これは資源が枯渇し始めたというふうに理解をするのか。この小型化については、水産庁としてもどういうふうに理解をしていらっしゃるわけですか。

○内村(良)政府委員 魚が小型化していくということは、資源について、ダイダイ色ぐらいの信号が出たということと同じだというふうに考えております。すなわち、資源が多少減つてくる傾向がある。というのは、漁獲力が加わつていつて資源が減る場合、必ずまず小型化するという現象が起こるわけであります。

○野坂委員 そうすると、いままでお話しを聞きましたと、海洋国日本、漁業国日本は、水産業の将来を展望してみるとなかなかきびしい、漁場開発は相当あるけれども、周囲としてはなかなかむずかしい状況にあるということで、そのためには、沿岸漁業というものを振興して魚をつくつていなければならぬということになつてくると思うのです。そのため沿岸漁場整備開発法案というものが沿岸漁業振興法の計画法と実施法というふうな姿で出てきたというふうに理解できると思います。この点については議論があるところであります。時間が関係から先を急ぎます。

○内村(良)政府委員 御指摘のように、沿岸性の魚介類に対する需要は伸びておりますが、生産が伸び悩んでいます。一方、沖合い漁業等についてもいろいろな問題があるから、沿岸漁業を振興していかなければならぬということで、一体どういうものについて振興するのかという御質問でござりますけれども、まず、第一に、漁業者の所得というものを考えました場合に、将来とも需要が伸びる魚介類でなければ困るわけでございます。たとえば、よけいとつて需要がないということでは漁業者が困りますから、需要が伸びる魚介類をまずとらなければならぬわけでございます。そうなりますと、ブリとかタイ、それからカレイ、ヒラメ、メバルというような漁業を伸ばしていくとともに、さらには、今般提出しております法案にも盛られておりますように、栽培漁業の振興といふことを考えておりますので、養殖技術がすでに確立されておりますもの、あるいは人工化をいたしまして、放流技術が確立されているもの、すなわち養殖ではブリそれからカキ、アワビといったようなものの、それから人工化に伴つて放流するものとのいたしましては、クルマエビ、マダイ等が現在すでに技術的に確立しているわけでございますが、さらに、今後におきましては、メバル、カレイ、ヒラメ等につきましても、栽培漁業の面でも大いにこれを伸ばしていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

事業が非常に行なわれました。これは戦後さつと総計をいたしましたと二万五千ヘクタール程度あります。これがに要した漁業の補償と、これにかかる漁場というものが十分で得たかどうか。そういうことがあっても今日漁獲高は減っています。ないと言えばそれまでであります。先ほど長官がお話しになりましたように、魚も小型化しておるし、とれるだけはとつてきただいこともござりますし、最近の公害その他から考えて、それだけを考えると漁獲高といものはどの程度減少しておるだらうかということがわかつております。たら教えていただきたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○野坂委員 水産業を守るという立場で、今後は

そういう点については十分配慮されるという考

方に立つというふうに考えてよろしくございま

す。

○内村(良)政府委員 水産庁といたしましても、

こういった漁業被害に対しましては、海洋汚染防

止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措

置法、公有水面埋立法等公害関係諸法律によつて

—これはここ二、三年急速に整備されてきたわ

けでござりますが、そういう法律の厳正な運用

によりまして漁場の環境の悪化の防止をはかるこ

とが重要でございますので、これらの法律を担当

している省に對しまして、これの厳正な運用とい

うことを常に申し出でいるわけでござります。

同時に、水産庁自体といたしまして、汚染状況

調査あるいは公害防止の資器材の設置に対する助

成、それから公害防止調査指導体制の整備、ある

いは海底の堆積物の除去等をすでに進めておりま

すし、公害による被害防止をはかるために、さら

に、水銀等の汚染被害漁業者に対しましては特別

融資をすでにとつてまいりましたし、さらに、今

後、特に最近東京湾、伊勢湾等で発生しております

原因者不明の油濁による被害漁業者の救済ある

いは赤潮の被害等につきましては、ただいま提案

しております漁業災害補償法の一部改正で、赤潮

特約ということで赤潮対策も入れておりますけれ

ども、そういうことで、水産庁自体も、そ

しております漁場環境の改善というものは最善の

努力を尽くしておるところでござります。

○野坂委員 それでは、赤潮対策なり、そういう

ことを水産庁が積極的にやられるわけですし、沿

岸漁場の開発等も先頭に立つてやられ、あるいは

栽培漁業、魚の栽培センター等も積極果敢に指導

して、中心になつて進めるというふうに確認して

よろしいわけですね。

○内村(良)政府委員 水産庁が中心になりまし

て、都道府県、市町村あるいは水産関係の諸団体

の協力を得まして、ますます水産の環境をよく

し、漁業の生産力をあげていくといふうに努力

したいと思っております。

○野坂委員 まことにりっぱな御答弁をいただき

まして、新任の水産庁長官としては上できで

が、それでは、沿岸漁場整備開発法の二条の関係

事務が非常に行なわれました。これは戦後さつと

総計をいたしましたと二万五千ヘクタール程度あります。これがに要した漁業の補償と、これにかかる漁場というものが十分で得たかどうか。そういうことがあっても今日漁獲高は減つておるし、とれるだけはとつてきただいこともあります。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○野坂委員

まことにりっぱな御答弁をいただき

まして、新任の水産庁長官としては上できで

が、それでは、沿岸漁場整備開発法の二条の関係

なんですが、後段のほうで、「たい積物の除去そ

の他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事

業で、政令で定める者が実施するものをいう。」と

書いてございますね。先ほどの長官の御答弁によ

りますと、遠洋漁業あるいは沖合い漁業といいうも

のを考えて、沿岸漁場の開発なり整備なりをし

て、あるいは栽培センターをつくって魚の育成に

努力をするのだ、しかも、水産庁がその先頭に

立つて指導、育成をして、県市町村の自治体の協

作でござりますが、そういうことを常に申し出で

いるわけでござります。

○野坂委員

まことにりっぱな御答弁をいただき

まして、新任の水産庁長官としては上できで

が、それでは、沿岸漁場整備開発法の二条の関係

なことは申し上げるわけにはまいりませんけれども、私どもいたしましては「地方公共団体その他の漁業団体」ということをとりあえず政令で書き

ます。

そこで県からの調査結果が出てこなければ正確

なことは申し上げるわけにはまいりませんけれども、私どもいたしましては「地方公共団体その他の漁業団体」ということを政令に書き入れるということを考えます。

○野坂委員

あなたはなかなかじょうずですか

か、そういうことも言えるでしょう。いま調査を

おこなつてしまつた結果をどうぞお見せください。

○内村(良)政府委員

漁場整備の計画につきましては、

赤潮対策も入れておりますけれども、その結果を

立つて指導、育成をして、県市町村の自治体の協

作でござりますが、この法律そのもの

を考えて、沿岸漁場の開発なり整備なりをし

て、あるいは栽培センターをつくって魚の育成に

努力をするのだ、しかも、水産庁がその先頭に

立つて指導、育成をして、県市町村の自治体の協

作でござります。

○野坂委員

まことにりっぱな御答弁をいただき

まして、新任の水産庁長官としては上できで

が、それでは、沿岸漁場整備開発法の二条の関係

なことは申し上げるわけにはまいりませんけれども、私どもいたしましては「地方公共団体その他の漁業団体」ということを政令に書き入れるということを考えます。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

さらに、それ以外に、最近では、いわゆる油濁、

汚染その他の問題が起つて、漁業被害が四

十七年には約百十六億円に達するというような被

害が生じているといふような問題がございまし

て、確かに、埋め立てによりまして、漁業上優良

な藻場が相当失われていることは数字上も

はつきりしているわけでござります。

○内村(良)政府委員

まず最初に、先ほどの小

型化の話でござりますけれども、沖合いの漁業の

全部が小型化しているわけではありません。そ

の魚種によつてそういう話が起つておるわけでござります。

それから、次に、埋め立て等によります漁場の

喪失状況でございますが、私どもの承知している

ところでは、埋め立て面積は戦後七万六千ヘクタ

ール、うち、海面が五万五千ヘクタールにのぼっ

ておるわけでございまして、全国の数字はござい

ませんけれども、私が持つております瀬戸内海の

数字によりますと、瀬戸内海では、昭和四十六年

の十二月には、昭和二十六年当時の六五%の藻場

等が消滅しているということになっております。

の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならぬい。」とありますて、従来、構造改善事業で魚礁の設置あるいは浅海開発等がいろいろ行なわれておるわけでござりますけれども、これは県知事の計画に基づきまして、それに国が助成しているという形でやつてきたわけでござります。

そこで先ほどからお話ししが出ておりますよう
に、先生の御指摘のございますような日本の水産
業が直面している現実から、この際、沿岸漁業の
振興のために沿岸漁業整備を大々的にやろうとい
うことで、農林大臣がこのような計画をつくると
いうことにまず三条でなつてあるわけでございま
す。

そこで、実施も國でやつたらいいじゃないかということでおざいます、実は、私どものほうも、この計画をつくる過程におきましていろいろ議論をしたわけでござりますが、そこで問題になりましたのは、とりあえずの大きな問題は、全漁連等も日本じゅうを魚礁で取り囲め、魚礁というものは漁業資源の培養には非常にいいんだというところで、かなり大型の魚礁を平らな海につくったらどうか——従来の魚礁といふものは、大体自然の魚礁を補完するというような意味で入れてきていたわけでございますが、そうじゃなくて、平らな海に大型の城のような魚礁をつくつてみたらどうか——ただ、これは流れてしまうという問題も出でてきますし、そういうた基盤に入れていいかどうかとか、技術的に研究しなければならぬ問題がたくさんあるわけでござります。そこで、水産庁でも外の関係省とも協力いたしまして、魚礁の研究等は大いにやっておるわけでござりますけれども、これは国の事業としてやつたら大いに漁業生産力の発展にも役立つし、漁民の所得上昇にもいいんだというようなことは、必ずしもまだ技術的に解明されていないというような問題もございまして、私どもとしましては、いずれにいたしましても、そういう技術的な問題の解決に全力を尽くして、将来国が主体となつてやるのにふさわしい事業が出てくればもちろん國が主体となつてや

る。ただ、現在のところでは、大体各県の規模で
できますし、それは県の事業としてやつたほうが
現実的なんじゃないかというふうに考えておるわ
けでございます。

いということがよく論議の中心になるわけなのです。これは余分な話ですが、これから漁業を振興するにあたっては、沿岸漁業を発展させていかなければならぬ、さらには、そのためには栽培漁業もやつていかなければならぬということで、補助率が普通は高まつてくるりと、下がってくるといつぱりはどう、うろこ

ば、四分の三はもらえますか。
それから、もう一つ、立ったついでですから何
いますが、県のところも大体十分の十の予定だつ
たんじやないですか。四十六年から、新潟や、石
川や、福井や、島根や山口というところも、です
よ。豊前高森木大臣が、まことにさういふとこ

るわけですが、この法律には、「沿岸漁業等審議会の意見を聴いて行政で走めるところ」云々と書いてあるわけです。

これは五年一期ですね。これについてはいろいろと各県に委託調査その他をされておるわけですが、ことしの予算にも六千六百万円ですか、たしか

書いてあると思うのですが農林省でお考えになつておるこれの大体の事業量あるいる個所数といふものが腹案としてもう積み上げられておるだらうと思うのですが、こういうきわめて緊迫した情勢でありますから、それをどの程度にお考えになつておる

お伺いをしたいと思うのです。
○倉石国務大臣 これはまだ県のほうの調査を
待つてからで、いま詰めておる最中であります。

○野坂委員 それではいじょうどうでありますか。
○内村(良)政府委員 四十九年度において調査をすることになつておるわけでござりますけれども、私どもは、なるべく早くそれをまとめて、

できれば、五十年度を第一年度としてやるために、秋ぐらいまではまとめたいと思っておるわけでございます。

○野坂委員 それから、先ほど水産庁長官がお話をしになつたのは、栽培漁業センターをつくつてこれから魚をつくるのだ、種苗もやるのだというね

詰しでありますか、二十八年から四十二年にかけては、瀬戸内海の栽培漁業センターといふものをおおつくりになつておるわけですね。これは大体全額国費ですが、四十八年から五十年に至る間は四分の三になつておるわけですが、これはなぜ一たとえば私たちのところでも、町村合併等の問題があつたときに、港やそういうものを持つておるとずいぶん金を食うのでなかなか合併にく

○野坂委員 いま現実にたとえば五億円かれ

けです。そういう面からすると、一億五千万円の

万円までというような点については、今後これはやはり撤廃をすべきだ、そうしなければほんとうの漁業振興にならない、また、漁災法としての真の意味に到達しないのではなかろうか、こういうふうに思うのですが、どのようにお考えですか。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、毎年予算の時期におきまして、この漁業災害補償制度の予算の問題をめぐって、常に漁業関係団体から要望があり、私どももそれに向かつて努力しているわけでございます。ただ、これは、類似の船舶保険とか、家畜保険とのバランスとか、いろいろの問題がございまして、漸次一生懸命改善するよう努めたいと思っておりますけれども、横並びの問題もある問題でございまして、なかなかむずかしいわけでございますが、将来にわたって努力したいと思っております。

○野坂委員 これで終るのですが、いまだまたま

お詫びになりました漁船保険、これは比較的安定していますよ。しかし、漁業共済とか任意共済というのはまだ日も浅いわけですから不安定なんですね。だから、おっしゃるように、その限度率の問題あるいは窓口の問題等も含めて、今後、あなたの在任中に積極的に限度率を撤廃するように努力されることをお願いして、私の質問を終わります。

○坂谷委員 鈴木健治君。
○柴田(健)委員 先般も御質問申し上げて、引き続いでお尋ね申し上げたいと思います。

さきほど、資料として、漁業協同組合の規模、職員数、そして、いろいろとその内訳の明細をいただいたわけありますが、漁業協同組合の組合の、団体を育成するというのではなくして、その団体が持つている任務を完全に遂行させていくという、そういう立場から申し上げると、どうしても専門技術員というものを十分配置していくしかならぬ、とする漁業というのではなくして、これからは飼う漁業だという立場から考へると、相当高度の技術者がいるわけですが、われわれも判断をしていきます。

○柴田(健)委員 大臣の所信を伺いたい。

○倉石国務大臣 水産庁長官が申し上げたとおりであります。

○柴田(健)委員 大臣がぶつきらぼうで、人柄がはっきり出でると思いますから、そのつもりでわかれわれも判断をしていきます。

一定程度ではほんとうの専門技術員にはならないといふ判断に私は立っておりますので、この点を将來どう改善していくとするのか、大臣の所信を聞きたいと思うのであります。

○内村(良)政府委員 まず、その前に、きょう提出いたしました資料のこととございますが、資料の中で「指導事業等部門」というのがございまして、そこで一組合平均一人となっておりますけれども、これは農協の農事指導員といいますか、いわゆる技術指導員のようなものではなくて、むしろ販売、購買事業との結びつきのほうが強い指導員だというふうに考えております。そこで、正確に技術員が何人要るかということは必ずしも統計からつまびらかではないわけですが、私もどもいたしましては、技術指導は、やはり改良普及員というものを中心にしてやっていったほうが現実的ななんじやないかと思っております。すな

わら、普及員の場合には県の試験場のほうとも結びついておりますので、普及員が中心になつてそういう指導事業をやつたほうがいいんじゃないのかというふうに語りました。だから、おっしゃるように、その限度率の問題あるいは窓口の問題等も含めて、今後、あなたの在任中に積極的に限度率を撤廃するように努力されることをお願いして、私の質問を終わります。

○坂谷委員

先般も御質問申し上げて、引き

続いてお尋ね申し上げたいと思います。

さきほど、資料として、漁業協同組合の規模、職員数、そして、いろいろとその内訳の明細をいただいたわけありますが、漁業協同組合の組合の、団体を育成するというのではなくして、その団体が持つている任務を完全に遂行させていくという、そういう立場から申し上げると、どうしても専門技術員というものを十分配置していくしかならぬ、とする漁業というのではなくして、これからは飼う漁業だという立場から考へると、相当高度の技術者がいるわけですが、われわれも判断をしていきます。

○柴田(健)委員 大臣の所信を伺いたい。

○倉石国務大臣 水産庁長官が申し上げたとおりであります。

○柴田(健)委員 大臣がぶつきらぼうで、人柄がはっきり出でると思いますから、そのつもりでわかれわれも判断をしていきます。

○内村(良)政府委員 現在、普及員の数は、専門技術員が百八人、改良普及員が四百二十九人、合

わせて五百三十七人の普及員がいるわけでござります。

○内村(良)政府委員 現在、普及員の数は、専門

技術員が百八人、改良普及員が四百二十九人、合

○柴田(健)委員 それでは、いまの普及員をどの思つておるわけでござります。

漁業等の推進の中心になつてもらうように極力持つていきたい、こういうふうに申し上げておる

五万八千人で、年々減っています。年々漁業従事者が減っている。

をやっているかということでございますが、ま
ず、沿岸漁業について、魅力ある漁業とするため

○内村(良) 政府委員 現在の普及員を養殖部門等
のように増員するのですか。普及員の増員計画はな
いのですか。そして、いま水産関係に携わってい
る普及員の平均年齢は幾つですか。

○柴田(健)委員 いまの普及員活動は、本来の任務からはずれた行政事務が多過ぎるので、どうもみんな弱り切っているのですね。十分手が回らなわけでござります。

それから、漁業従事者の後継者育成というか、あと継ぎを養成しなければならぬと思うのですが、このあと継ぎの養成をどういう方法でやっておられるのか、それを聞いておきたいと思います。

には所得の増加をはからなければならぬということございますので、これにつきましては、かねがね構造改善あるいは栽培漁業の推進というようなことをやって經營の近代化をはかっているわけ

にさらに再トレーニングするとかということをや
りまして、現在の普及員でそういう活動をや
りましては、現在、普及員が多少公害防止等の行
政事務に追われているような面もござりますの
で、そういった点はなるべく手を引いて、養殖と
か、そういった本来の漁業活動のはうに普及員の
活動を持っていきたい、こういうことで申し上げ
ておるわけでございまして、とりあえず私どもの
持つておる現在の普及員を使いながらそいつた
面の活動を広げていきたいと思っておるわけでござ
ります。普及員の増員ももちろん望ましいわけ
でございますが、なかなかこれは現実的にむずか
しいという問題もござりますので、当面とりあえ
ずは私どもの持つておる普及員の——これは県の
職員ではござりますけれども、その普及員の活動
によって、そういう面をやっていきたいと思つ
ておるわけでございます。

い、人手が足りない、自分で勉強する機会も少ないと、研修にも行けないという大きな悩みを普及員のものがたくさんかかえておる。その悩みをどう解消してやるかということが水産庁の任務じゃないかという気がするがわけで、この点については最大の配慮をしてもらわなければならない。そして、いま普及員を採用するのを押えておるのでよ。定員が少ない。定員で押えているから、もう断層ができておるのです。今度退職するときにはごそつと退職して、あとの補給がないから大いへんな混亂が起きるという可能性が出てくるわけですが、その断層を埋めるのにはどうしたらいいのか、その点についてはどうですか。

○内村(良)政府委員 普及員の補給につきましては、県の水産担当の職員の中から普及員に充当しているということで、必ずしも定員がほかのほうに振り向けられているということにはなっていません。柴田(健)委員「断層を埋めるのはどうするのか」と呼ぶ

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、漁業に従事する労働力は年々減っております。特に、若年労働力の確保ということは、農業その他の産業と並んで、漁業にとっても非常に大事なことでございます。

そこで、なぜ漁業から若い者が出ていくかといふことになるわけでございますが、いろいろ話を聞いてみますと、所得の点、つまりかせぎからいけば、何といっても漁業は他産業に決して劣らぬいい、農業に比べれば漁業のほうは若い人にとって十分なかせぎがある、しかし、どうも職場として魅力がないというような声を聞くわけでござります。と申しますのは、これも一つの話でござますが、昔でしたら船があまりよくございませんから、一べん航海に出て、天候が悪くなつてくればまた帰つてくる。ところが、最近は非常に船がよくなりまして、島陰で休んでまたすぐ漁に出ていくといふようなことで、かなり労働強化の面があるというところから、若い人たちがなかなか寄り

○内村(良)政府委員 私が魅力あると申しましたのは、第一に、やや抽象的でございますが、快適な職場であつて、しかも相当なかせぎがあるとか。予算を見、後継者に魅力を持たせるような予算措置はどこにあるのか。

○柴田(健)委員 長官は魅力あるということを盛んに言われるんですが、魅力あるということは、抽象論ではなくして、具体的にはどうするつもりのわけでございまして、いずれにいたしまして、水産庁にとって一番必要なことは、漁業を魅力ある職場にしなければならないということで、そのためにはいろいろな施策を開拓しなければならないというふうに私は考えているわけでござります。

○内村(良)政府委員 ることは、漁業技術研修会の開催などの指導活動もやっておるわけでございまして、いずれにいたしまして、こともございますので、漁村青壮年学級の開設、若い人たちにつけてもらわなければならぬといふこともございます。それから、また、技術のある程度のこともございます。

○内村(良)政府委員 水産の専門技術員の場合の平均年齢は四十三歳でございます。

県の水産関係の中から補充していくわけですが、今までから、その場合に、人事交流等を通じて普及員になるべく若い人を登用していくというようになりますけれども、これは県のことは必要だと思いますけれども、これは県の人事管理とも関連する問題でございまして、私ども

つかないといふようなこともあるようでございま
す。

思っております。もちろん、錢金だけで人間が動いているわけではございませんから、一つの自分の仕事として、何らかの使命感を持って仕事をしてもらうことは必要だと思いますが、一方、経済の問題も考えなければならぬということで、人々

ほかの行政事務に追わられてゐる。あなたは、行政事務はなるべく排除する、やらせないような方向でやると言うが、これは間違いないのですね。行政事務は普及員にはやらせないということは確認してよろしいですか。

もといたしましては、極力若くてはつらつとした人にこういった仕事をやってもらうように努力をしたい、努力しなければならぬと思つておりますけれども、ただ、県の人事の問題とも多少からんでくる問題ではないかと思います。

えているわけでございまして、そのためには、所得の増加をはかることはもちろんでございますが、漁船の居住条件をよくするとか、その他のいろいろな問題に十分努力していくなければならぬと思っております。この点につきましては漁業者

相まってやらなければならぬという意味でどうぞ
ます。

○内村(良)政府委員 行政事務は、普及員のはか
の一般職員のほうでなるべくやつていただくよう
にいたしまして、普及員は、そういった行政事務
じやなしに、現場の指導と申しますか、特に養殖

○柴田(健)委員 漁業を発展させていくということは、施設改善も大事でありますけれども、要は人の問題なんですよ。問題は、この人の養成をどうするかということです。現在漁業従事者が三十一

の方々もいろいろ考へておられまして、最近ではむしろ居住施設を非常によくするというようなことになつております。

百三十八万円の予算を要求しております。これには、青壯年指導協議会費、活動実績発表会、技術研修会、先進地技術導入費、それから漁船技術の修練会、それから協同組合の職員養成費等も、ごく

わずかではござりますがこれに入つておりますし、さらに、青少年の実践活動の促進事業費といふようなことで五千七百三十八万円の予算を組んでおります。そのほか、漁業技術講座放送事業費あるいは漁業労働力対策事業費等で四千五百万円ぐらいの予算が組んでございまして、直接的な後継者育成対策費といつましてもはそのような予算があり、さらに、魅力ある職場にするための施策といたしましては、漁業構造改善事業に始まりて、漁港の整備その他漁業基盤の整備に関する費用が予算上計上されているわけでござります。

○柴田(健)委員 予算措置の説明を聞くと四、五千万だが、ほんとうはどの程度の人数にこの魅力ある研修をさせるのか、われわれは疑問を持つておるわけです。漁村に行つて若い人の意見を聞いてみると、国も県も漁業に対する理解が非常に浅いというか、あまり理解してくれないんだ、おまえたちはかつてはとつてやつていけと言つて、公害が起きても、何回となくお願いに回つてともまたも取り上げてくれないと言うのです。こういう懶みを持つておる。まあ、それは漁業組合の幹部がやっておるんだからということで、われわれが独自にこのお願ひに上がつても取り合つてくれないと言う。こういう若い層の不満というもののが非常に多いわけですね。この若い層の不満をどうとらえて、どう解消してやるかということを聞きたいわけだが、ただ漁協組合という組織の代表者だけで話をしたら事足りりというような考え方でなしに、もう少し若い層の意見をくみ上げていくと、いうような行政指導ができないものか、そういう点の行政指導について、もっと大き窓口を広げて、そういう方々の意見も聞いていくというような方策はとれないものか、こういう気がするのですが、長官、どうですか。

東京でやつております。そこで優秀な者を表彰するというようなことをやつております。そういったところでの若い人たちの体験談なり報告を読んでみますと、養殖事業について、ノリ養殖について、こういう技術的な改善を自分はしたというような発表をしているとか、いろいろな現実の漁業活動の中からの発表ばかりでございますけれども、そういうようなことで、若い人たちのいろいろな体験を発表する機会もかなり与えられておりますし、私どもいたしましても、そういうことに注意を払ってその報告を読んだり、あるいは会場に参加したりして、いろいろ協力はしておりますのでございますが、そういう形で、若い人たちの意見を一応いろいろな機会に発表するチャンスはあるわけでございます。

○柴田(健)委員 将来そういう点に十分配慮してもらいたいと思うのです。

あなたはいま、魅力ある職場ということで、漁港もよくしていくと言つたが、それはそのことも関連はあります。そういうことでそういう予算が組んであるから魅力がある、希望を与えていくという割り切り方は、あまりにも飛躍的な高度な考え方だと私は思うのですね。これは逃げ道だと思うのです。私は、基本はやはり所得の問題だと思うのです。

そこで、いまの魚の流通の取引条件、取引の実態ですが、これはどういう方法で取引をされておるのか。長官から具体的に説明を願いたい。

○内村(良)政府委員 まず、魚が港に水揚げされると、そこから産地市場に出されるものが多いわけでございます。ものによりましては直ちに倉庫に入ってしまうものもございますけれども、産地市場に出されまして、そこで、加工用として、その場所にある工場が買う、あるいは地元の消費者向けのものに卸から売られるというようなことがあります。そのうちの三分の一くらいは今度は大市場のほうに出荷されて、大市場の中央市場に出て、中央市場から卸売り人がそれを仲買いに売り、さらに小売りに売るというような形で流れ

おるわけでござります。最近では、冷凍もの等につきましては、直接港から加工工場に入るものの、あるいは、直接港から産地市場に入らずに消費市場に送られるもの等もあらわれてきておるわけでございますが、大宗は産地市場、それから消費市場を通じて消費者に流れておるというようになりますが、漁民に支払われる代金ですね。
○柴田(健)委員 流れの方向はあなたの言うところに入る期間、つまり、時間的というか、期日であります、漁民に支払われる代金ですね。
魚の代金の支払いはどういう方法で支払われるのか、そして、取引きをされた時点から金が漁民のふところに入る期間、つまり、時間的というか、期日的にどういう日数がかかつておるのか、その説明を願いたいと思うのです。
○内村(良)政府委員 現金支払いまたは組合の貯金口座の支払い、大体当日払われているというふうに聞いております。
○柴田(健)委員 間違ひありませんか。
われております。
○内村(良)政府委員 大体においてそのように扱われております。
○柴田(健)委員 あなたたちはよく確認して答弁してもらわなければ困るのです。取引をされて、結局代金が入ってくるのは、すべて経費を差し引かれた後ですよ。目減りも手数料もすべて差し引かれて漁民の手に入ってくるのですよ。当日それらのものが全部清算されるはずはないのですよ。長官、間違つた答弁をしてもらっちゃ困るのです。どうですか。
○内村(良)政府委員 そういうものを差し引きまして、大体においてはその日のうちに支払われておるわけでござります。
○柴田(健)委員 あなたたちは、取引の関係をもう少し合理化してやるということを真剣に考えてやらなければいかぬのじゃないかという気がするわけですね。大体大体ということばはおかしいのであって、ちゃんと実態を知つてもらわなければいけぬと思うんですね。
それから、いまの取引を見ておると、ほとんど云々操作で、あとから金が入つてくる。漁民の手取

りをふやしてやるのじやなくて、いろいろな手数料から、目減りから何から全部漁民にかぶせてしまつておるんですね。これでは手取りがふえるはずがないであります。品物と同時に価格がきまつたら、買った者が目減りであろうとどうであろうと、その場で負担しなければならぬ。それを漁民にかぶせることに、漁民のほうからいくと手取りが少ないということになるんです。この点は十分考へてもらいたいと思います。

それから、今度の予算で消費地の大規模冷蔵庫施設ということで、新しく二億八千四百九十六万四千円というのがあるが、これほどこにつくられます。

○内村(良)政府委員 消費地につきましては、产地、消費地、中継地につくるわけでござりますが、二億八千万円は消費地の大型冷蔵庫でござります。

○柴田(健)委員 場所はどこですか。

○内村(良)政府委員 場所といたしましては、大体六大城市につくる予定になつておりますが、四十九年度はまだ具体的にきまつておりません。

○柴田(健)委員 これは六大城市六カ所で二億八千万ですか。大規模冷蔵庫にならぬじゃないですか。場所がきまつていないというのは、どう、うう予算の要求をしたのですか。

○内村(良)政府委員 これは合計一万二千トンの収容能力のある冷蔵庫をつくるわけでございまして、どこへつくるかという場所はまだきめておりません。

○柴田(健)委員 そういう予算要求のやり方といふものは初めて聞くんですね。ここにするやらわからぬけれども、一応要求だけしてとつておけといふのは、これはどういう考え方なんですか。水産庁はそういう予算のとり方をいつもするのですか。一万二千トンの冷蔵庫をつくるとどのくらいの経費がかかるのですか。積算の根拠は何ですか。

○内村(良)政府委員 これは四十九年度の新規の要求でございまして、四十九年度中にはもちろん場所もきめて、建設も始めるわけでございます。

ただ、現在まだ予算も通らない段階でございますから、場所といたしましては、大体六大都市の中での東京・大阪・名古屋の三ヵ所をとりあえず考え、それで、今後三年計画で冷蔵庫をつくっていくわけでございます。初年度でございますから、まだ予算も通らない前で、場所は必ずしも明確になつていないのでございますが、六大都市のうちとりあえず四十九年度はその三ヵ所くらいをつくりたいということで考えておるわけでございます。

○内村(良)政府委員 約十億金かかるわけでござります。そのうち二億八千万円を補助する、こういうことになるわけでござります。

○柴田(健)委員 個所は大体三ヵ所ぐらいというものは初めからわかつておるのに、長官はもたもたした答弁をするものだな。もう少し簡単に、東京、大阪、名古屋で、具体的な場所はまだきまつておりますとおっしゃるからわかる。結局、十億かか

るのに二億八千万でやれというほうがおかしいんですね。本気でこの流通機構の改善をやっている

とは思えなし、漁民の主取引者もよしや
やしていくという、要するに、消費者の立場も考
えるが、生産者というか、漁民の利益をどうみや

していくかということを原則に踏まえてこの流通機構の改善をしないと、流通業者だけがもうかる。先般函館の人が私に言ったところによると、

冷凍倉庫をつくってくれるのはいいけれども、消費者も困る、漁民のほうも、大量に捕獲されたときは安くたかれて買われて、そして消費者のほう

うには一つも安いかないようになつてゐると言ふのです。だから、冷蔵倉庫をつくるにしても、倉庫の手取りはふるまるより、当費者の方各が安

海軍の手取らなかったり、それが海軍の価値を定して供給できるよう、そういうことを考えないとほんとうの流通機構の改善にはならないと思ふのですが、長官、これはどうですか。

○内村(良)政府委員 水産の予算の伸びでござりますが、非公共では、対前年比三四%になつております。公共事業費は、全体的に総需要抑制という国全体の政策もあり、七%の伸びになつておりますが、公共事業抑制の中では水産関係、特に漁港の予算は伸び率のいひほうでございます。したがいまして、水産庁の予算が特に伸びていないということはまずないというふうに私どもは考えております。

○柴田(健)委員 それで、ことしの予算の浅海魚礁設置補助が昨年より減ったのはどういうわけでですか。

○内村(良)政府委員 浅海漁場の予算が減りましたのは、すでに上がつたところがございまして、補助する必要がなくなつてきたところがございますので、減つたわけでございます。

○柴田(健)委員 これはもうだんだんなくなるのですか。

○内村(良)政府委員 昭和五十二年までに完成するということで予算を執行しておるわけでございます。

○柴田(健)委員 それから、大型魚礁もふえていないのはどういうわけですか。

○内村(良)政府委員 大型魚礁の設置は、構造改善事業とあわせてやっておりますけれども、事業としては公共事業でやっておりますので、総需要抑制という国全体の政策に合わせて伸びが減つて

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備につきましては、これから計画をつくりてやるわけでございまして、その計画に基づきまして毎年必要量が出るというふうにするつもりでございますので、大いに予算といいますか、助成をふやしていくしかねば、こういった制度をつくる目的を達成することはできないわけでございますから、その点につきましては前向きに大いに努力しなければならぬ、ましては前向きに大いに努力しなければならぬ、こういうふうに考えているわけでございます。

なほ、具体的な計画につきましては、現実性を持たなければなりませんので、県からの報告を待つて計画をつくりたい。その計画が閣議決定になりますたら、その閣議決定の線に従つて毎年予算の執行をするということにしておるわけでござります。

○柴田(健)委員 私たちの立場から見ると、大型魚礁の設置補助も毎年ふやしていく、そして、今度の沿岸漁場整備についても思い切つて取り組んで、沿岸漁業の振興発展をやらしていくという考え方にはおかしいと思うのですよ。こっちを減した、今度はこっちをふやすのだということになると、一歩前進の率というか、進歩性がないじゃないですか。ただ、長官がかわるたび新しいものを一つふやす、前のやつはだんだん減していくということですね。本気でやっているとは言えない。全体をすんと伸ばしていくという考え方ならば沿岸漁業の振興をやっているなどいう感じを受けるわけですが、予算の中身を見ると、あちらを少し削る、こちらを少しふやすという程度で、どうも見見えがしない。こういうことではんとうに沿岸漁業の振興をはかる気持ちでねらうのだろうかという疑問が起きるのですが、長官、どうですか。

は、現在も構造改善事業でやっておるわけでございます。そこで、本法案を御提案申し上げておりますのは、現在日本漁業が直面している問題の解決、すなわち、沿岸漁業の振興ということに資するためには、そういう事業をもつと大規模にやらないといふところから法案を提案いたしました。第三条で農林大臣が計画をつくるということまで考えておるわけでございます。したがいまして、從来は毎年毎年予算の範囲内でこうきまってきたということでおござりますが、今後は一応五年計画といたしまして、閣議決定になりますれば、それに基づいて毎年予算の執行をしていくということです、従来よりもずっと計画的になるわけでござります。

そういうもので、それを設ける必要があると思うのですよ。そういう点についてはどういう考え方を持つていいのか、伺いたい。

そういうもので、設ける必要があると思うのですよ。そういう点についてはどういう考え方を持つていいのか、伺いたい。

○柴田(健)委員 同意を得てやるということは斯然のことあります。

問題、それから海区の問題ですが、これらについて、漁業権、特に入り会い漁業権ということいろいろ紛争があるわけです。そこで、これらの問

かし、いざれにいたしましても、遠洋漁業をめぐる国際環境というものは今後かなりきびしくなつてくるということで、従来のよう自由に伸ばせるとかというと、多少問題が出てくるかと思いま

とか、または出かせきをするとかいうことで他の職に転じた場合、再び戻つて漁業をやるという気持ちになるだろうかという気がするのです。一たん転職をしたらなかなかもとへ戻らぬというの

題に対処するための再検討をする必要があると私は思うのですが、どうですか。

う面もござりますので、私どもといだしましては
ここ十年ぐらいの間に、少なくともいまの漁獲量
の一千万トンをあらだ一千二百万トンに、一千三

て、現在、水産資源保護法で六十数カ所禁漁区を設けております。そこで、そういった水産資源保護法の考え方とあわせて、今般の法律によつて

がいろいろあるわけでございます。そこで、水産庁といたしましては、ただいま提出しておりますような沿岸漁場整備開発法に基づきまして沿岸漁業の振興をどんどん進めるに同時に、あわせて制度

百万トンにと伸ばしていくかなければならぬと思つておるわけでござります。そこで、そういうた埠合に、一番国民の需要の強いのは沿岸漁業の中級、高級魚でござりますから、そういうたものを中心として、極力供給するような体制をつくっていかなければなりません。

○柴田(健)委員 禁漁区をつくるというと、その
まま育成水面の考え方とからませながら、あきらめ
り小さいうちにとらずに、大きくなつたらそれ
採捕するというような形に持っていくたいといふ
ふうに考えておるわけでございます。

の振興をどんどん進めると同時に、あわせて制度自体の検討ということも考えております。そこで、四八年から漁業制度自体の検討会を設けまして、現在、漁業法の改正問題を含めていろいろな制度問題を研究しております。これは大体二年ないし三年計画でやろうと思って、その検討会をもつとみやして、そこに従事さしていくとか、休んでおる間にいろいろ魚のことについて研究をしてもらとか、そういう方法を講じなければいけないと思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 現在、水産資源法に基づきまして六十数カ所に禁漁区を設けているわけでござり

ならぬといふところから、漁場整備その他沿岸漁業の振興についての法案を提案しておるわけでござります。しかし、ただいま先生から御指摘のございましたように、沿岸漁業でさらりと百万吨、五十万トンをつくると、うのうと、こんな土俵

うらはらのことを考えなければならぬのですね。たとえば、漁民に当分の間休んでもらうことにたるのですね。そうすると、漁民の生きしていく生活の保障というものを考えなければならぬ。だから、染魚を投げて一年なり二年なり考える場合

まして六十数カ所に禁漁区を設けているわけでござりますが、まず、第一に、それほど広い面積ではないわけじでございます。ただいま先生から御指摘があつたような問題は、たとえば、埋め立てをやるために漁業権の消滅をやるというような場合におきましては、漁業とかいろいろな問題が出てきております。そこで、私どもといだしましては、現在の漁業法を再検討する気が全くないということでは決してなしに、あらゆるいろいろな客観情勢の併せて取扱うできるような漁業のいろいろな制

はもちろん、いろいろとそういう施策をとりながら国民の需要に合ったものを供給するという体制を持っていくと同時に、一方、冲合い漁業などは豪華漁業につきましても、これを振興し、

か。たとえば休業補償といふか、失業保険といふか、そういう制度を考えておられるのかどうか。長官、どうですか。

るわけでござりますが、現在、水産資源保護法に基づきます禁漁区の場合には、藻場の保護というようなことが多い関係から、それほど広い海域ではございません。したがいまして、そこにおける漁業者はほかの海域で漁業ができると、うようなこと

は上げていかなければならぬといふに考みて
おるわけでござります。

○柴田(健)委員 先ほど申し上げたように、百五
トン減るか、百五十万トン減るか、二百万トン減

にはいかないわけでござります。したがいまして、私どもいたしましては、禁漁区をつくる場合におきまして、関係の漁業者にこういうことなどがこの地域の漁業に非常に役立つんだということ

とで、特に大きな経済的な損失を受けるところまでいっていない。むしろ、一時そういうところをやめたほうが資源の回復、資源の増大に非常に役に立つということでやっておりますので、そういった転業の問題とか社会問題が起きるほどの大に命がけで魚をとるというような組合員ではなくして、自分の趣味でただお魚をかついでいるつてくるという漁民も、組合員としてはある。これらが中に入ってるものだから、養殖業漁でも、なかなか新しく思い切ってやれないという悩

沿岸漁業を伸ばすといつても、正直に言って、うびつくりするほど伸びないと思うのですね。だから、ほんとうに伸びるならば、思い切って養殖漁業という鋼う漁業へ持っていくなければならぬ。そうすると、たとえば栽培漁業センターとかこと放流して、放流したら、直ちにとるということはないということを考えなければならないかね。禁漁期

設定をやっておりまます。したがいまして、漁業者から、そこを禁漁区にした場合には、ほかの地域で漁業をやるという要請があつた場合には、極端にそういうことができるようにしておりまして、関係の漁業者の同意を得て大体仕事を進めており、そのほうがその地域漁業のためにもなるといふとでやっているわけでございます。

者城國力の禁漁区といふようなものは現在まだ設定していないわけでございます。

○柴田(健)委員 あなたの答弁を聞いておると、沿岸漁業をほんとうに本気でやるのだろうかという気がするわけありますが、時間がどんどん進みますから、それはおきます。

いま沿岸でいろいろ問題が起きるのは漁業権の

みがあるわけですね。そこで、そういう方々がそんなことをしなくてもいいじゃないかという意見が出るわけです。それから、思い切ってやろうとしてもなかなかできない内部構造というか、組合員組織といふか、それがあるわけだが、この組合員としての資格という条件をもう一べん考えてやる必要があるんではなかろうかという気がするの

ですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 私どももいたしましては、その検討会で水産業の協同組合の問題も検討することにしております。そこで、現在、農業のほうへ向けて、農協といふものは農業者に純化しろという、いわゆる農業純化論というのと、地域社会の組合になれという地域社会の協同組合論と、二つございますが、水産のはうにつきましても同様な考え方がございまして、水産業のはうに純化していくべきだという考え方と、ある地域におきましては、地域の協同組合として機能していくべきではないかというような考え方もあるようですがございます。そういう基本に関するきわめて重要な問題でございますので、そういったことも含めまして現在制度の検討会では、これはまだそこまでいっておりませんけれども、一つの検討すべき課題にはなつてゐるわけだと思います。

お問い合わせください。

○柴田(健)委員 それなら、ウナギはもうふやかないということですか。コイとマスだけで、ウナギは田なんかに入れればいいということですか。これも国際分業論かどうか知らないが、マスも「コイも当然でしようが、ウナギももっとふやしていいのじゃないか。そして、また、一方では、ところによって名前が違うわけですが、ヒラメという魚もある。これはいまだん伸びておるわけです。そういうように総合的、総体的に内水面の魚をもつとふやすことを考えたらいいのじゃないか。それなら、その具体的な施策を十年間に一いま、初めは五年と言つて、今度は十年になつたが、これはえらい違いんですね。五年で五万トンなら、一年に一万トンなんだが、十年で五万トンといつたら、一年に五千トンです。十年でもいいですが、もつと思いつつ切って内水面漁業振興の施策を打ち出すべきではなかろうかという考え方をわかれは持つておるわけですが、その点についてはどうですか。

確保等にも問題があるということともございます。
しかし、いずれにいたしましても、実態に合わせながら生産の拡大をやっていくということを考えておりまして、現に、内水面の振興事業といつたしまして、各県に内水面振興のための助成をしておるというようなことは大いにやっているわけでございますが、全体の生産を上げていくためには漁場整備その他からまた始めていかなければならぬ問題がここにもあるわけでございます。
○柴田(健)委員 本気でやつておると言われただけれども、われわれの目から見ると、内水面漁業については本気でやっていないですね。これは地方の趣味でやらしておるような気がするのです。それとも個人の努力にまつておるのか、正直に言つて、國なり県は本気でやっていない。マスの養魚場については少し融資をしてやろうという程度です。本気でこの点について指導しておるとは思えない。あなたの答弁を聞いておるとしても本気でやっておるような答弁をするけれども、本気でやっていないから十年間に五万トンと

ことは、ノリは空前の豊作だと聞いているのですが、昭和四十八年度の生産量はどのくらいになる見通しなのか、お聞きいたします。

○内村(良)政府委員 生産量は、まだ漁期が最終的に終わっておりませんが、九十億枚近くになるのではないかと思っております。

○諫山委員 これは、平年作に比べてどういう数字でしようか。

○内村(良)政府委員 最近、ノリは技術の改良がございまして、生産が非常に急激に伸びておりますから、平年作についてということはなかなかむずかしい問題でございますが、ことしの天候状況その他から見ますと、かなり平年作を上回ったのではないかと考えております。

○諫山委員 確かに、平年作のとり方は困難だと思いますが、ごく大ざっぱに見て五割程度の増産という計算になるようですが、いかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 大体そんなところではないかと私ども見ておりますけれども、正確な平年

次に、内水面漁業のことなんですが、内水面漁業はいま十六万五千トンだが、これを将来どの程度伸ばしていくとするのか、構想があれば聞かしてもらいたいと思います。

○内村(良)政府委員 私どももいたしましても、現在内水面漁業の振興には大いに力をいたしております。しかし、伸びが非常に少ないのではないか、十年間で五万トンは非常に少ないじやないか。

いう程度の数字が出るのだと思う。もう少しこの内水面漁業に力を入れるという気持ちになつてもいいし、予算措置についてもこれは何もないというような実態である。

○諫山真興 ノリの大豊作というのには、自然条件に恵まれたという点もありますが、しかし、その基礎となるのは、何といっても庶民の熱心な研究作の計算はなかなか容易ではございません。

○内村(良)政府委員 現在、内水面の漁業の漁獲高は十六万トンでございます。そこで、私どもといたしましては、これははつきりした目標数字と

じやないかというようなお話をございますが、現実問題として、漁業環境の悪化というのは、沖合い漁業、遠洋漁業はもちろんのこと、沿岸漁業

そこで、全国で内水面漁業の組合がいま何組会あるのですか。

あるいは努力のたまものであります。豊作 자체は本来大歓迎すべきであります、ノリを栽培している漁民は、いま非常に深刻な事態におちつて

いうことで、対外的に発表している数字ではございませんけれども、大体今後五年ぐらいの間になお四、五万吨の増産ははかりたいと思っておるわけでございます。

よりもさらに無い面も内水面についてあるわけでござります。したがいまして、そういうた漁場整備といたして、同時に、沿岸漁業と同様に種苗の生産の増加等を

十五組合ござります。
○柴田(健)委員 さようはこれから部会を開くということになりますので、またあしたこまかいことをお尋ねしたいと思いますが、長官、その間にどう

○柴田(健)委員 十六万トンをもう五万トン、四年の間に伸ばすと言うのだが、それは何を重点にやるうとするのか。

はかつて拡大していかなければならぬという面がござります。

それから、ウナギをふやさないのか、アユをこ

もう少し総合的にいろいろとよく勉強しておいて
ただきたいと思います。
終わります。

○内村(良)政府委員 ただいま五年間と申しまし
たけれども、十年間に五万トンないし六万トンぐ
らいふやしたいと思っておるわけでござります。

やさないのかというお話をございましたけれども、地域によってそれぞれ状況が違いますので、それに合わせてやっていかなければならぬ。特

○飯谷委員長 謙山博君。
○諫山委員 漁業災害補償法の改正案では、ノリに対する共済制度の改善が一つの中心的な柱に

なっています。そこで、最近におけるノリ養殖について二、三質問いたします。

やめて出かせぎに行く人も出てきた。沖縄のサトウキビで収穫放棄が昨年大問題になりましたが、

確保等にも問題があるということもございます。

ことしは、ノリは空前の豊作だと聞いているの

しかし、いずれにいたしましても、実態に合わせながら生産の拡大をやっていくということを考えております。現に、内水面の振興事業といつしまして、各県に内水面振興のための助成をしておりますが、全体の生産を上げていくためにはございますが、漁場基盤の整備その他からまた始めた始めいかなければならぬ問題がここにあるわけでございます。
○柴田(健)委員 本気でやっているわけですが、それでも、われわれの目から見ると、内水面漁業については本気でやっていないですね。これは地方の趣向でやらしておるような気がするのです。それとも個人の努力にまつておるのか、正直言つて、國なり県は本気でやってない。マスの養魚場については少し融資をしてやろうという程度です。本気でこの点について指導しておると、私は思えない。あなたの答弁を聞いておると、いかにも本気でやっておるような答弁をするけれども、本気でやっていないから十年間に五万トンという程度の数字が出るのだと思う。もう少しこの内水面漁業に力を入れるという気持ちになつてもいいし、予算措置についてもこれは何もないというような実態である。
そこで、全国で内水面漁業の組合がいま何組合あるのですか。
○内村(良)政府委員 出資している組合が六百七十五組合ございます。
○柴田(健)委員 きょうはこれから部会を開くということになりますので、またあしたこまかいことをお尋ねしたいと思いますが、長官、その間にもう少し総合的にいろいろとよく勉強してきていただきたいと思います。
終わります。

○内村(良)政府委員 生産量は、まだ漁期が最終的に終わっておりませんが、九十億枚近くになるのではないかと思っております。

○諫山委員 これは、平年作に比べてどういう数字でしようか。

○内村(良)政府委員 最近、ノリは技術の改良がございまして、生産が非常に急激に伸びておりますから、平年作についてということはなかなかむずかしい問題でございますが、ことしの天候状況その他から見ますと、かなり平年作を上回ったのではないかと考えております。

○諫山委員 確かに、平年作のとり方は困難だと思いますが、ごく大ざっぱに見て五割程度の増産という計算になるようですが、いかがでしようか。

○内村(良)政府委員 大体そんなところではないかと私ども見ておりますけれども、正確な平年作の計算はなかなか容易ではございません。

○諫山委員 ノリの大豊作というのは、自然条件に恵まれたという点もありますが、しかし、その基礎となるのは、何といっても漁民の熱心な研究あるいは努力のたまものであります。豊作 자체は本来大歓迎すべきでありますし、ノリを栽培している漁民は、いま非常に深刻な事態をおちいっています。先日、共産党の参議院議員の渡辺武さんが大分県の宇佐市長洲のノリ漁場でいろいろ調査したのですが、それを見ると、一月十三日の第三回のノリ入札会の平均の価格は、一枚四円五十銭で、第四回入札会の平均一枚の価格は三円で、中には一枚一円七十七銭から二円五十銭程度で買いたたかれているものもあるということがあつたそうですね。漁民はあまりの安値でばかばかしくて売る気にならぬというので、売り控えて手持ちが非常に増加している。中には、ノリを採取するのをやめて出かせぎに行く人も出てきた。沖縄のサトウキビで収穫放棄が作年大問題になりましたが、

同じような事態がノリ漁民についても起こっているという調査が出ているのですが、そういう事態が実際にあるのかどうか、水産庁にお聞きしたいと思います。

○内村(良)政府委員 確かに、先生御指摘のように、非常にノリが増産になりましたために、ことは価格が下がっているのは事実でございます。ただ、その程度は県によって違いまして、大分県の場合には、一番打撃が大きいといいますか、価格の低落が大きかったほうに入っているという情報をおどもも持っております。と申しますのは、ことしの天候その他から考えまして、ノリの肥培管理が非常に問題になるわけでございまして、千葉県のごときはかなりいいノリができる、価格もう下がっていないこともありますし、地域によって打撃が違います。大分県は、確かに相当な値段の低落があったことは事実だと思います。

○諫山委員 昭和四十七年度の生産者価格は、一枚当たり平均十五円二十銭だったと聞いています。四十八年度は幾らぐらいになる見通しなのか、わかりましようか。

○内村(良)政府委員 私どもの持っております全海苔の資料によりますと、昨年の一枚当たりの共販価格は十六円二十銭になっております。それが、ことしは、現在のところ、大体累計平均が十円九十銭ということになっているわけでござります。

○諫山委員 ごく大ざっぱに見て、豊作のために生産は例年よりか五割程度ふえた、ところが、価格は昨年に比べて五割程度減少している、これが大きな見方ではないかと思います。こうなりますと、漁民としては、ノリのできがよかつたといつて喜ぶどころか、かえって深刻な事態におちいるざるを得ません。昨年、一昨年とミカンができ過ぎて、ミカン農民が非常に深刻な事態に直面したと同じ問題がノリで起こっているわけです。

そこで、十年ほど前にも非常な大豊作の時期があつたはずですが、この当時の価格は例年に比べ

てどうなったか、わかりますか。

○内村(良)政府委員 十年前のこととござりますので、いま調べまして御返事をいたします。

○諫山委員 これは簡単なことです、前年は一枚十二円八十銭程度だったのが、八円九十三銭程度に価格が落ちたという結果ではないかと思います。調査のしかたによって幾らかの差はあると思いますが、値段が暴落したという点では間違いないわけです。つまり、ノリの生産がふえる、そうすると価格が暴落して、かえって漁民が深刻な事態におちいつている、こういうことが繰り返されることは水産庁は認識しています。

○内村(良)政府委員 ノリにつきましては、先ほど申しましたように、最近技術革新がございまして、かなり生産がふえてきたわけでございます。そこで、かねてから、密植をやめたほうがいいとか、いろいろな技術面について水産庁は指導もしておりますし、一方、最近の傾向から見て、消費がまた伸びる面もござりますので、そういうことを考えてノリの行政指導はいろいろしているわけでございます。ことし非常にこれ過ぎてしまつたということです。天候の影響と同時に、値段が下がつたことの一つの原因として、海藻の関係等から品質がかなり悪くなつて、色が茶色になつてしまつたものも出てきて、そういうものが特に買いたたかれているという面もあるのではないかと見ております。

○諫山委員 私は、ノリの生産者価格が暴落して漁民が苦労している話をしたわけですが、反面、ことしは諸物価が暴騰して生産費が非常に高くなつて、色が茶色になつてしまつたものも出ています。いま、ノリについて、ある意味ではもっと深刻な事態が発生しているわけです。漁民が一生懸命研究し、努力をして、生産がふえる、ところが、そのために経営はかえって苦しくなる。こういう事態が発生するというのは、価格保障制度が確立されていないからだと私たちは考えておりませんけれども、そういう地域があることは事実だと思います。

○内村(良)政府委員 農林大臣にお聞きします。ミカンの場合に、一昨年、昨年、増産に伴う価格暴落ということが大問題になりました。そして、いま、ノリについて、ある意味ではもっと深刻な事態が発生しているわけです。漁民が一生懸命研究し、努力をして、生産がふえる、ところが、そのために経営はかえって苦しくなる。こういう事態が発生するというのは、価格保障制度が確立されていないからだと私たちは考えておりません。また、こういう事態が放置されていればならないと思うのです。共済ということもちろん一つの手段として検討されているわけですが、基本的にこれを解決するための何らかの価格政策をとる必要があるのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○倉石国務大臣 これはさつき水産庁長官もお答えしましたように、生産の技術等が進みまして、かなり大量に、そして、また、はるかの沖合いで

て、いま非常に増産されるようになつてきた。こういふことは、大体一年の需要というものはあるのです。調査のしかたによつて幾らかの差はあると思いますが、ところが生産者価格が伴わない。一方では、生産費が前年に比べて五割もアップする。こういうことになると、ノリ漁民の経営と生活は空前の危機にさらされることになるのは避けられません。そして、多くの漁民が赤字のためにとてもノリ栽培はやっていけないと悲鳴をあげている実情です。これは大分県だけではなくて、たとえば福岡県の有明海一帯でも同じような事態が生じております。いま、こういうところでは、ノリをつくつてかえつて赤字が出るという事態になつてゐると思いますが、この点、水産庁の調査はどうなつてしまふか。

○諫山委員 私は、公害などのために沿岸漁業がうまくいかなくなる。そこで、政府も、自治体も、沿岸漁業にかかる方向としてノリを奨励するという方向を長期間にわたつてとつてきております。現に、大分県についても、大分県は盛んに武藏などでノリの養殖を奨励してきております。ところが、現在になると、たとえば昭和四十六年八月十三日付の水産庁長官の通達などを見ても、供給過剰によって、ノリ価格が生産費をかなり下回るような事態の生ずることも懸念されるということを言いながら、あまり生産をふやすなどという方向に転換しつつあるように思います。生産がふえたか

ら価格が安くなる、だから、今度は反動的に生産を減らせと言ふのは、これは政治とは言えないと思います。政府の指導方針に従つてノリが増産されること自体は喜ばしいことですから、経営が成り立つようにする、あるいは消費者にも安い価格でノリが手に入るようになるということを、政府のほうでもつと真剣に考えるべきではないかと思うのですが、水産庁のほうでは、具体的にそういう解決策は考えていませんか。

○内村(良)政府委員 ノリの消費は一貫して伸びているわけでございます。したがいまして、今後におきましても、ノリの消費は非常に伸びるというような見通しを私どもは持つております。

そこで、問題は、つくられるノリの品質の問題でございます。あまり低品質のものは消費者から歓迎されないという面もございますので、私どもが指導しておりますのは、極力密植等を避けまして、品質のいいものをつくるということで指導しております。その結果、千葉などは、比較的ことは密植を避けた肥培管理をやつたわけでござりますが、その結果非常に価格も高い、いい品質のものができているというようになつております。

そこで、水産庁といたしましては、量的な生産を抑えるというよりも、より良質なものをつくって高い価格で売るというようなかつこうに持つていくべきではないかということで、いろいろ指導しているわけでございます。

○諫山委員 大臣の答弁の中に、一つの対策として、たとえば、保管のためあるいは乾燥のための施設とか倉庫をつくるという話がありました。これは現在どういうふうに進行していましょうか。

○内村(良)政府委員 昭和四十六年度から「のり保管流通施設設置事業」というものをやっておりまして、生産者団体が生産地に仕入れ保管施設をつくり、消費地に消費地流通センターを設置するのに対する助成ということで、補助率は十分の三でございますが、漁業協同組合連合会を事業主

体いたして事業をやつているわけでございます。その結果、四十六年は、产地仕入れ保管施設が五、消費地センターが一、四十七年は仕入れ保管施設が四、消費地センターが一、四十八年は产地の仕入れ保管施設を四つつくつておるわけでござります。

○諫山委員 とにかく、いま、ノリ漁民は深刻な事態に直面していますから、価格保障とかその他の方法で抜本的にいまのような事態を解決するという要求とともに、いま何をしてもいいかと

いう非常に切実な要求を提起しております。たとえば借り入れ金の償還期限を延期してもらいたいとか、つなぎ融資がほしいとか、あるいは何らかの利子補給の方法がとられないのかとか、いろいろのところにも切実な要求が提起されていますが、水産庁としては、そういう金融面の何らかの措置というものは必要と考えていませんか。

○内村(良)政府委員 昨今の石油製品の値上がりをはじめとする生産資材の値上がりによりまして、漁業経営のコストが非常に上がっているという問題は、単にノリ養殖だけではなく、水産業全体の問題として出ているわけでございます。水産物の場合には、他の製造工業の製品等と違います。

そこで、水産庁といたしましては、量的な生産を抑えるというよりも、より良質なものをつくって高い価格で売るというようなかつこうに持つていくべきではないかということで、いろいろ指導しているわけでございます。

○諫山委員 大臣の答弁の中に、一つの対策として、たとえば、保管のためあるいは乾燥のための施設とか倉庫をつくるという話がありました。これは現在どういうふうに進行していましょうか。

○内村(良)政府委員 昭和四十六年度から「のり保管流通施設設置事業」というものをやっておりまして、生産者団体が生産地に仕入れ保管施設をつくり、消費地に消費地流通センターを設置するのに対する助成ということで、補助率は十分の三でございますが、漁業協同組合連合会を事業主

思われますので、私どもいたしましては、現

在、その対策を鋭意慎重にいろいろ検討しております。その場合に、金融対策として、とりあえず加入率が四〇%にも満たないというのは、どこに原因があるとお考えでしょうか。

○内村(良)政府委員 漁業共済の加入が低いです

いかということは、御指摘のとおりでござります。その中で養殖共済は比較的高いほうでございますが、昭和四十七年の数字で見ますと三二%と

では、先ほど御指摘のございました大分県がノリ業者の救済について県単の事業を考えている、目下これも検討しているということを聞いております。その他につきましては、県単で事業をやつた

というケースについては、まだ聞いておりませ

ん。

○諫山委員 とにかく、ことしの事態は非常に深

刻です。長官の答弁にもありましたように、赤字が出ているところがだいぶあるんです。ですから、あまりこれは世間で騒がれていないようですが、水産庁としては、直接の所管庁として、抜本的な対策を検討すると同時に、いま何をしなければならないのかという点をぜひ積極的な調査もしないといふ問題がございまして、これが漁業經營上大問題になつてゐる。しかし、一方、価格が需給できまつてくる関係から、ものによりましては、最近値段が上がつてゐる魚種などござります。

そういうことで、漁業によりまして資材の値上がりの影響が多少違う。たとえば石油をとつてみますと、底魚漁業とかマグロ漁業というような場合には油を非常に使いますから、その影響は強い。

○諫山委員 反面、沿岸の漁業であまり油を使わないものは、

綱等の値上がりはもちろん多少ござりますけれども、そういった漁業に比べれば影響が少ないといふともございまして、漁業別に影響度が違うところも

これは現在どういうふうに進行していまします。

○内村(良)政府委員 昭和四十六年度から「のり保管流通施設設置事業」というものをやっておりまして、生産者団体が生産地に仕入れ保管施設をつくり、消費地に消費地流通センターを設置するのに対する助成ということで、補助率は十分の三でございますが、漁業協同組合連合会を事業主

支払い共済金などをみると、けつこう共済が機能

していることがわかります。それにもかか

わらず加入率が四〇%にも満たないというのは、

どこに原因があるとお考えでしょうか。

○内村(良)政府委員 漁業共済の加入が低いです

いかということは、御指摘のとおりでございま

す。その中で養殖共済は比較的高いほうでござ

りますが、昭和四十七年の数字で見ますと三二%と

いうことになつております。私どもいたしました

て、なぜこのように加入が伸びないのかというこ

とにつきましては、かねがねいろいろ検討してき

たわけでございますが、どうもその制度の仕組み

が難解で、必ずしも漁業者の理解が十分得られて

いないんじゃないかなと思います。これは制度がで

きてから十年近くなるわけでございますから、関

係者は一生懸命やつてきたわけですが、まだ、制度がどうもむずかし過ぎるという面があ

るのではないか、それから、次に、最近における

水産物価格の上昇及び経費の増高傾向のために、

現行の制度では、漁業者が不慮の事故等により損失を受けた場合のん補の内容が不十分である、

それから、養殖共済におきましては、最近におけ

る養殖技術の革新等によりまして、現行の養殖共

済の仕組みがもう養殖の実態に適合しなくなつて

きているんではないか、そういう面も考え方

るというふうに考えておるわけでございます。

○諫山委員 まあ、手続がめんどくさい、むづか

しいということが原因ではないと思います。ほん

とうに漁民に利益をもたらすものであれば、手続

がめんどうであつても加入するはずです。手續が

めんどくだら利用してくれないと、ほんとうに

いうような理解であれば、私は、共済制度はとて

も改善できないと思います。もつと魅力のある共

済にするということが何といつても第一の解決策

です。そのためには、たとえば政府の財政支出を

もつとふやすというようなことを考えながら内

容を改善していくことが必要です。

そこで、ノリ共済についてお聞きますが、新

しい制度が実現するとすれば、どの程度の人が加

入すると見込んでいましょうか。

○内村(良)政府委員 ノリ共済につきましては、今般法律を改正いたしまして、収穫保険の実験をやるわけでございます。したがいまして、直ちに制度が変わるのはございませんで、実験を一定年数やって、その結果に基づいて制度が変わる、まあ、こういうことになるわけでござります。そこで、実験は大体現在の組合の一割程度のもので実験をやりたいと思っておりますので、ノリ共済について、今般の法改正によりまして、直ちに物的保険から収穫保険に制度が変わるものではございません。

○藤山委員 漁獲共済で義務加入制が一部について採用されるようです。これも問題は加入率が非常に低いという点にあると思います。この加入率は極端に低くて、例年一〇%程度、ところが、これに義務加入制を採用することになると無理が出てくる面はないのかということが気づかわれるのです。ほんとうに魅力のある共済になれば、義務制にしなくとも漁民は進んで加入してくるはずだと思うのですが、なぜこういう制度がとられるのでしょうか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、制度を改正いたしまして、漁業者に魅力のある制度というようなことにした場合に、自発的な加入が期待できるのではないかということをございますが、確かにそういう面もあると思います。しかしながら、これは共済でございますから、加入がふえて危険の分散と逆選択の防止ということが行なわれ、さらに、それによって非常にブルルが広くなれば共済掛け金の負担も低くなるという面があるわけでございます。そういったことを考えた上に、さらに、この制度は漁民の助け合い運動的な面もござりますので、なるべくたくさんの人に入れてもらいたいということもございまして、義務加入制度というものを今般この制度の中に導入したわけでございます。

○課山委員 共済がなるべくたくさん的人が加入することによって威力を發揮するというのは、そ

のとおりだと思います。ただ、私がつきも言いましたように、もつと魅力のあるものにすることに共済補てん率が低いという声がいま漁民の間にあります。これが第一の解決策であって、共済掛け金が高いわりに共済補てん率が低いという声がいま漁民の間にあります。この点を抜本的に改善することのほうがいま一番必要ではないかと私は考えております。

いずれにしましても、午前中来の討議でもありましたように、日本の漁業というのはなかなか深刻な事態をおちいつております。こういう問題を、たとえば一時的な措置だけで乗り切るというのではなくて、共済制度についても政府がもつと抜本的に財政を支出するというやり方で改善して、漁民がほんとうに安心して漁業ができるようになります。私は、この問題を終わります。

○坂谷委員長 次回は、明三日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会